

# 第4期 横浜市子ども・子育て会議

## 第2回 子育て部会

日時：平成31年1月31日（木）

午後6時～8時

場所：神奈川県中小企業センタービル

14階多目的ホール

### 議事次第

#### 1 開会

#### 2 議題

- (1) 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における「量の見込み」(案)について
- (2) その他

#### 3 報告事項

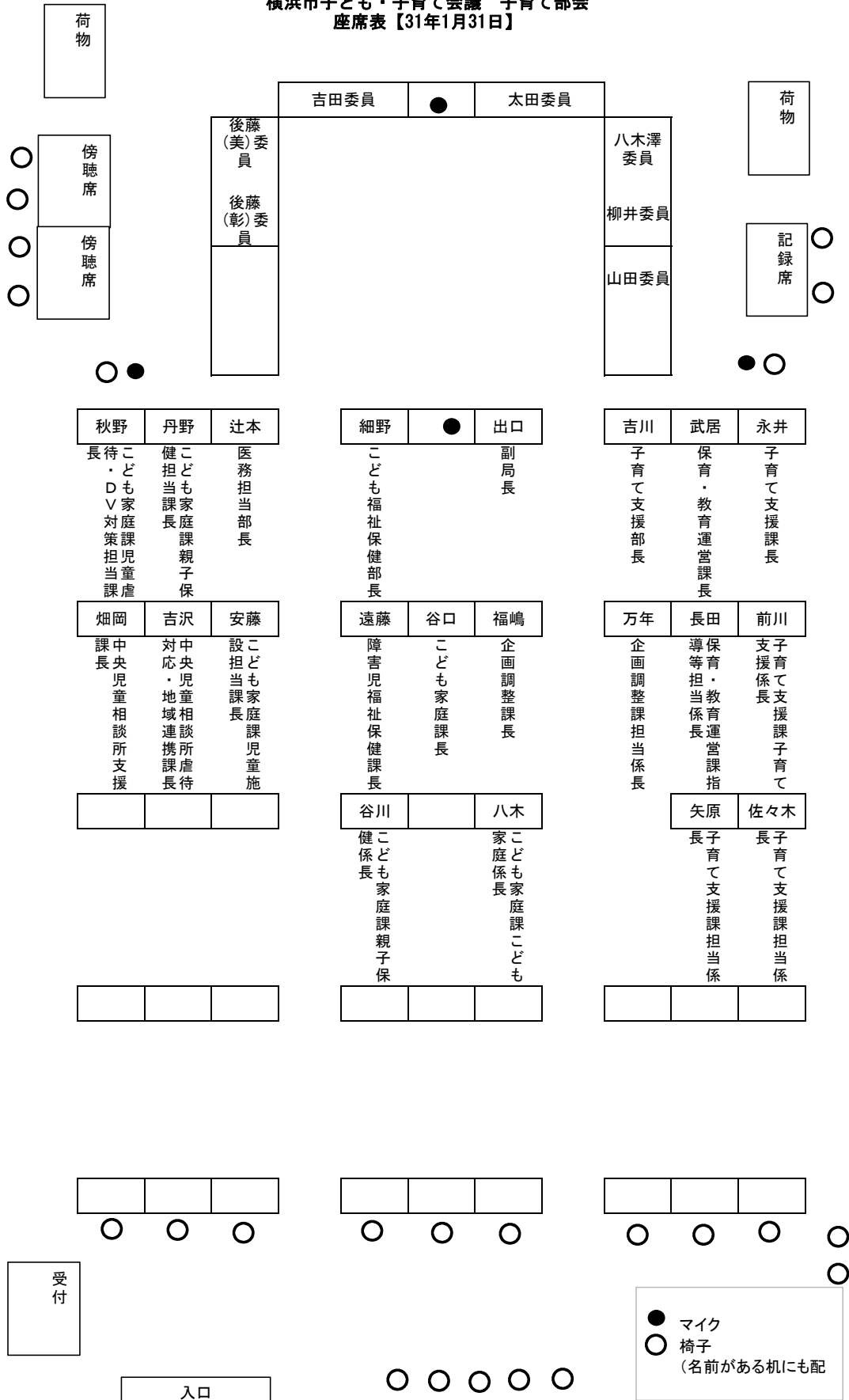
なし

#### 4 閉会

#### [配付資料]

- |     |  |
|-----|--|
| 資料1 | 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 委員名簿   |
| 資料2 | 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 事務局名簿  |
| 資料3 | 横浜市子ども・子育て会議条例   |
| 資料4 | 横浜市子ども・子育て会議運営要綱 ※平成30年8月1日改正                                  |
| 資料5 | 「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」結果について                   |
| 資料6 | 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」(案)について |

横浜市子ども・子育て会議 子育て部会  
座席表【31年1月31日】



## 横浜市子ども・子育て会議 委員名簿【30年11月～32年10月】

## ＜子育て部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員
1	小田原短期大学 学長	◎ 吉田 眞理
2	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	○ 太田 恵蔵
3	横浜商工会議所 女性会 副会長	後藤 美砂子
4	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会	佐藤 慎一郎
5	市民委員	難波 裕子
6	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	八木澤 恵奈
7	横浜地域連合 副議長	柳井 健一
8	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人	山田 美智子
9	神奈川県小児保健協会 会長	臨 後藤 彰子

◎：部会長

○：職務代理者

臨：臨時委員

## 横浜市子ども・子育て会議 子育て部会事務局名簿

こども青少年局

平成30年4月1日現在

区分	所 属	氏 名
部 長	こども青少年局副局長(総務部長)	出 口 洋 一
	こども青少年局医務担当部長	辻 本 愛 子
	子育て支援部長	吉 川 直 友
	こども福祉保健部長	細 野 博 嗣
課 長	企画調整課長	福 嶋 誠 也
	子育て支援課長	永 井 由 香
	保育・教育運営課長	武 居 秀 顕
	保育・教育運営課運営指導等担当課長	小 田 繁 治
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長	秋 野 奈 緒 子
	こども家庭課児童施設担当課長	安 藤 敦 久
	こども家庭課親子保健担当課長	丹 野 久 美
	障害児福祉保健課長	遠 藤 文 哉
	中央児童相談所支援課長	畑 岡 真 紀
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	吉 沢 賢 治
係 長	企画調整課企画調整係長	三 堀 浩 平
	企画調整課担当係長	万 年 邦 佳
	子育て支援課子育て支援係長	前 川 周
	子育て支援課担当係長	矢 原 亜 紀
	子育て支援課担当係長	佐々木 誠 幸
	保育・教育運営課運営調整係長	大 槻 彰 良
	保育・教育運営課指導等担当係長	長 田 和 彦
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当係長	森 兼 亜 紀 子
	こども家庭課養護支援係長	伊 藤 亜 希
	こども家庭課親子保健係長	谷 川 み ち る
	こども家庭課担当係長	丸 山 尚 子
	こども家庭課担当係長	藤 浪 博 子
	障害児福祉保健課担当係長	柄 洋 平
	障害児福祉保健課整備担当係長	畠 山 重 徳
	障害児福祉保健課担当係長	土 屋 友 美
	障害児福祉保健課担当係長	酒 井 拓 水
	中央児童相談所支援課家庭支援担当係長	浅 野 信

## 事務担当

こども家庭課長	谷 口 千 尋
こども家庭課こども家庭係長	八 木 慶 子

## 横浜市子ども・子育て会議条例

## (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 77 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
  - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
  - (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

## (組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

## (臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

## (委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第 6 条第 3 項の規定は部会長の職務について、前条(第 1 項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則 (平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成 27 年 2 月条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）  
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。



## 「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」結果について

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」（以下「計画」という。）については、現行計画の計画期間が平成31年度までとなっています。来年度（31年度）末の次期計画（計画期間：32年度～36年度）策定に向けて、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するため、アンケート調査を実施しましたのでご報告します。

## 1 調査の種類

- (1) 未就学児童の保育等に関する現状及び保護者の利用ニーズ把握のための調査
- (2) 小学生の放課後等に関する現状及び保護者の利用ニーズ把握のための調査

## 2 抽出方法・抽出（発送）数

住民基本台帳から無作為抽出（世帯重複がないよう抽出）

- (1) 未就学児調査 62,677人（前回（平成25年）：65,590人）
- (2) 小学生調査 66,358人（前回（平成25年）：66,190人）
- 合計 129,035人（前回（平成25年）：131,780人）

## 3 調査期間

平成30年6月14日～7月10日（前回：平成25年7月26日～8月23日）

## 4 調査票の回収状況

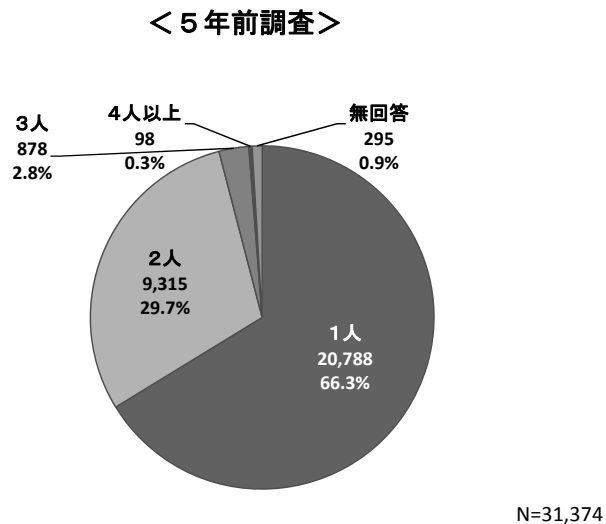
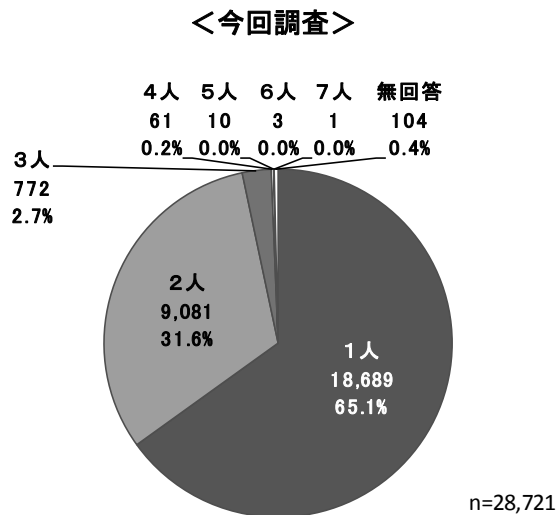
	平成30年（今回）		〈参考〉平成25年（前回）	
	回収数	回収率	回収数	回収率
(1) 未就学児調査	28,721	45.8%	31,374	47.8%
(2) 小学生調査	30,738	46.3%	28,718	43.4%
合計	59,459	46.1%	60,092	45.6%

【未就学児調査】（一部抜粋）

1 子どもと家族の状況

問3 あて名のお子さんを含めたお子さんの人数をお伺いします。

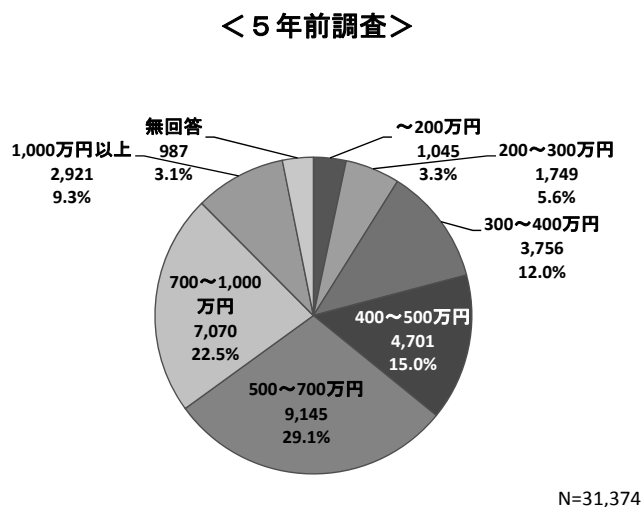
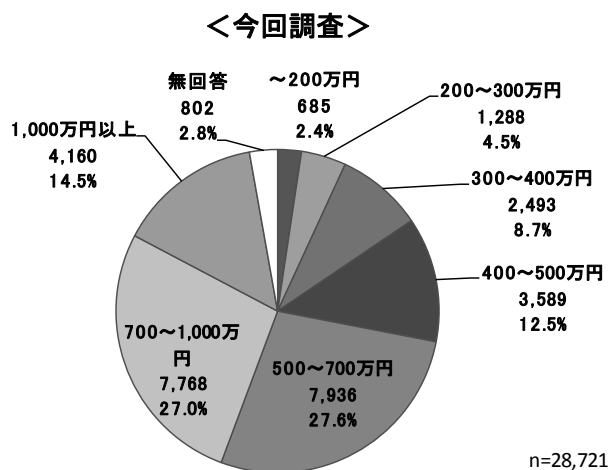
【子どもの人数】



○子どもの人数は1人の世帯が65.1%を占め、2人の世帯が31.6%、3人以上の世帯は約3%である。5年前と比べて、子どもが2人の世帯が29.7%→31.6%と1.9ポイント増加している。

問7 世帯の年収をお伺いします。（1つに○）

【世帯の年収】

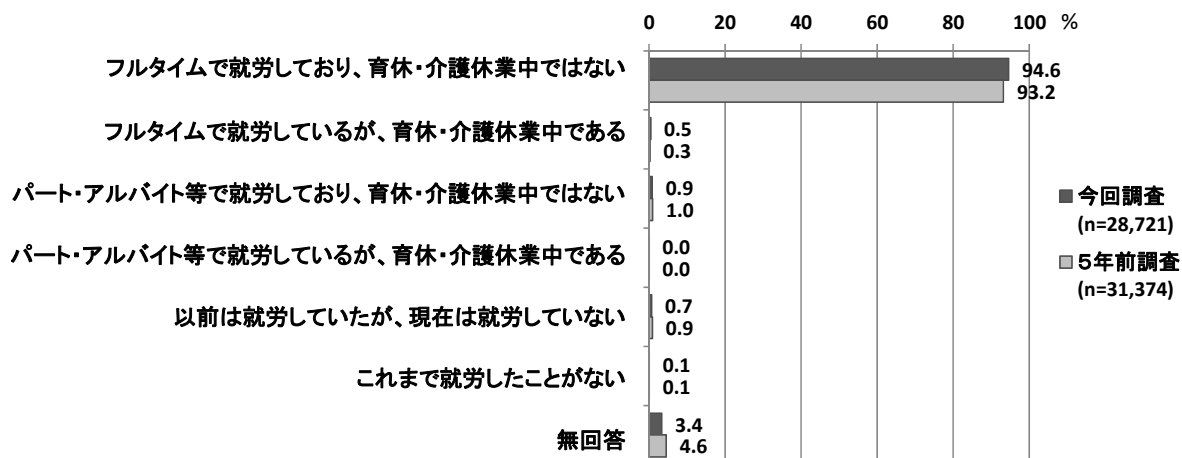


○世帯の年収は「500～700万円」が27.6%でもっとも多く、次いで「700～1,000万円」が27.0%となっている。5年前と比べると700万円以上の割合が31.8%→41.5%と9.7ポイント増えている。

## 2 保護者の就労状況

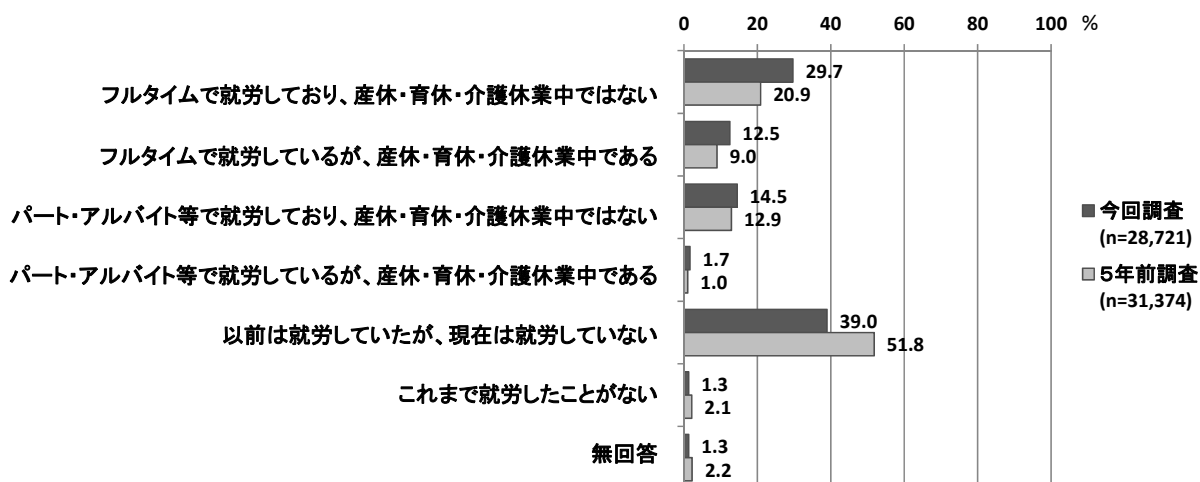
問 10 父親の就労状況（自営業及びその家族従事者含む）をお伺いします。（1つに○）

### 【父親の就労状況】



問 11 母親の就労状況（自営業及びその家族従事者含む）をお伺いします。（1つに○）

### 【母親の就労状況】



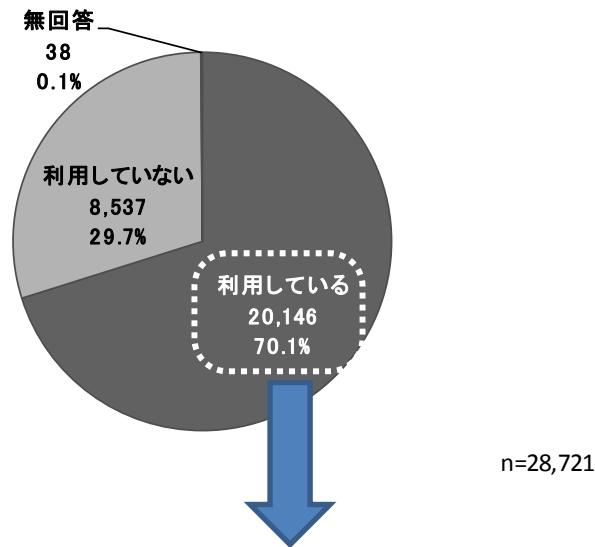
○父親は育休中等を含む「フルタイム」が95.1%で、「パート・アルバイト等」(0.9%)を合わせると96.0%が就労しており、5年前(94.5%)と比べて1.5ポイント増加している。

○母親は育休中等を含む「フルタイム」が42.2%で、「パート・アルバイト等」(16.2%)を合わせると58.4%が就労しており、5年前(43.8%)と比べて14.6ポイント増加している。

### 3 日中の定期的な教育・保育事業の利用

問 15 あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「日中の定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。(1つに○)

#### 【利用の有無】

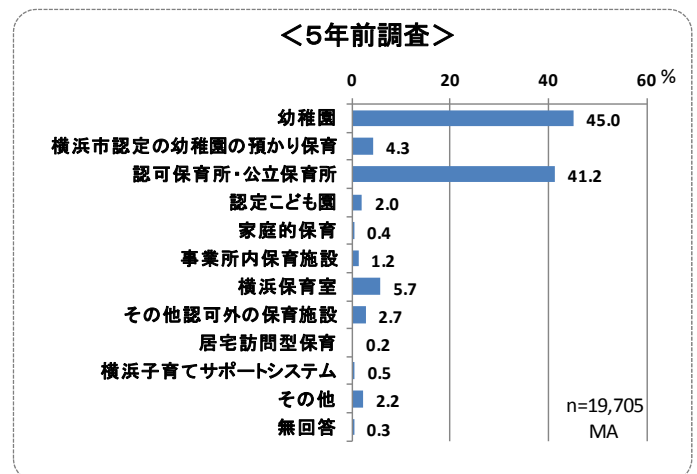
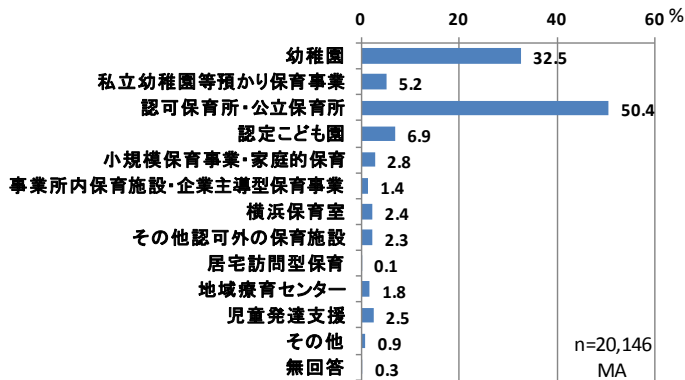


問 15-1 問 15 で「1. 利用している」に○をつけた方にお伺いします。

次のどのような教育・保育の事業を利用していますか。

年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。(あてはまるものすべてに○)。

#### 【利用している事業】



○利用の有無について、「利用している」が70.1%となっており、そのうち幼稚園が32.5%、私立幼稚園等預かり保育事業が5.2%、認可保育所・公立保育所が50.4%、認定こども園が6.9%となっている。5年前と比べると、認可保育所・公立保育所の利用が41.2%→50.4%と9.2ポイント増加している。

「日中に定期的にご利用している教育・保育事業」—子どもの年齢別

		問15-1 定期的にご利用している教育・保育の事業													
		合計	幼稚園	私立幼稚園等 預かり 保育事業	認可保育所・ 公立保育所	認定こ ども園	小規模 保育事 業・家 庭的保 育	事業所 内保育 施設・ 企業主 導型保 育事業	横浜保 育室	その他 認可外 の保育 施設	居宅訪 問型保 育	地域療 育セン ター	児童発 達支援	その他	無回答
問2 年齢	全体	20,146	32.5	5.2	50.4	6.9	2.8	1.4	2.4	2.3	0.1	1.8	2.5	0.9	0.3
	0歳	1,140	0.7	0.4	79.5	0.8	7.0	2.9	5.4	2.2	0.6	0.4	0.5	0.6	0.4
	1歳	2,393	0.6	0.4	72.0	2.1	9.9	4.7	6.0	3.6	0.0	0.2	0.4	0.8	0.4
	2歳	2,949	10.6	0.7	63.5	4.4	7.2	2.6	4.5	3.9	0.2	1.0	1.7	2.8	0.5
	3歳	4,426	42.5	5.3	44.3	8.0	0.1	0.5	1.1	2.1	0.1	1.9	2.3	0.7	0.4
	4歳	4,518	46.4	7.8	40.2	9.4	0.3	0.5	0.9	1.7	0.1	2.3	2.9	0.4	0.3
	5歳	4,423	48.7	9.1	38.9	8.9	0.2	0.3	0.9	1.5	0.1	3.0	4.4	0.4	0.3

○子どもの年齢別にみると、0歳から3歳までは「認可保育所・公立保育所」が44.3%～79.5%と最も多い。4歳と5歳では「幼稚園」が46.4%と48.7%で最も多い。

#### 4 平日の日中に定期的にご利用したい教育・保育事業

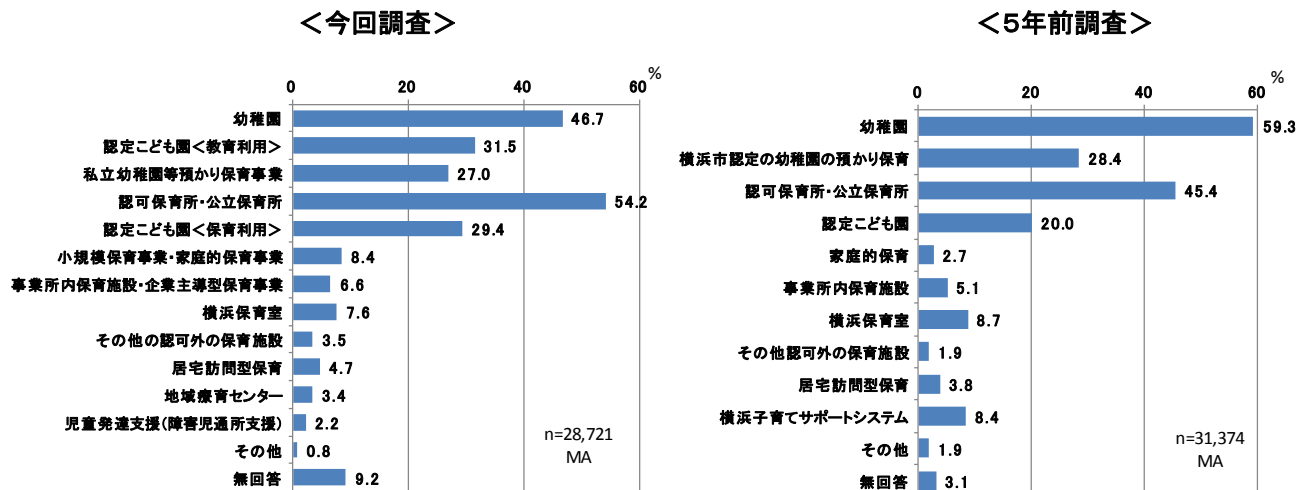
次の質問は、本アンケート回答時点で「幼児教育・保育の無償化」が実施されていると仮定してお答えください。

なお、無償化の対象かどうかは、あて名のお子さんの現在の年齢でみてください。

問16 現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の日中の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

「平日の日中に定期的にご利用したい教育・保育事業」ー5年前との比較



「平日の日中に定期的にご利用したい教育・保育事業」ー子どもの年齢別

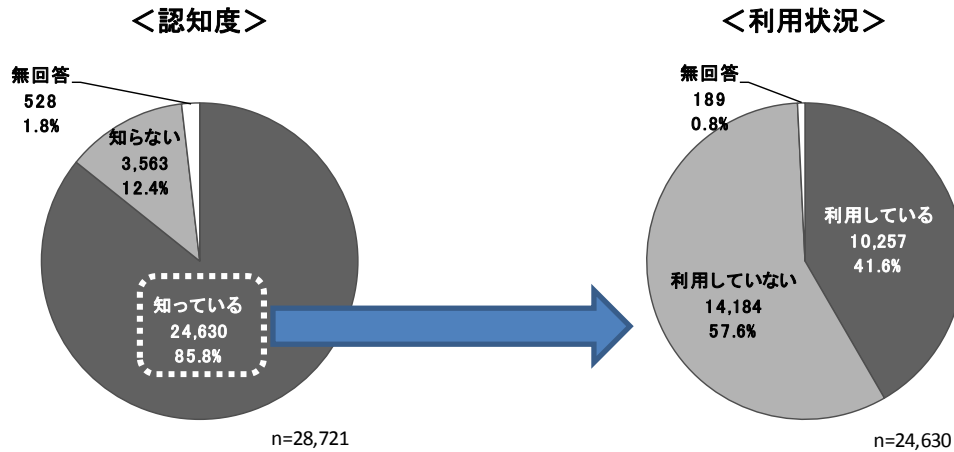
問2 年齢	合計	問16 平日の日中の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業													
		幼稚園	認定こども園<教育利用>	私立幼稚園等預かり保育事業	認可保育所・公立保育所	認定こども園<保育利用>	小規模保育事業・家庭的保育事業	事業所内保育施設・企業主導型保育事業	横浜保育室	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	地域療育センター	児童発達支援(障害児通所支援)	その他	無回答
全体	28,721	46.7	31.5	27.0	54.2	29.4	8.4	6.6	7.6	3.5	4.7	3.4	2.2	0.8	9.2
0歳	5,144	46.0	32.8	22.0	69.8	43.9	18.9	12.5	16.4	6.4	5.3	2.4	1.1	0.8	7.2
1歳	4,845	46.5	33.3	25.1	62.5	35.0	12.2	8.0	9.5	3.8	5.2	2.2	1.4	0.9	8.6
2歳	4,679	47.9	32.7	28.5	54.4	29.1	7.1	5.6	6.1	2.9	4.6	3.1	2.0	0.8	8.8
3歳	4,625	46.5	30.6	28.7	49.0	23.8	4.4	4.7	4.5	2.6	5.0	4.0	2.4	0.8	8.8
4歳	4,581	46.8	29.6	29.5	44.3	22.2	3.3	4.2	4.0	2.4	3.8	4.4	3.2	0.4	10.7
5歳	4,450	47.1	29.8	29.2	42.8	20.4	3.3	3.6	3.9	2.1	4.1	4.4	3.4	0.7	10.8

○「幼稚園」が46.7%、「認定こども園<教育利用>」が31.5%、「私立幼稚園等預かり保育事業」が27.0%、「認可保育所・公立保育所」が54.2%、「認定こども園<保育利用>」が29.4%となっている。5年前と比べると「認定こども園」や「認可保育所・公立保育所」が増加している。○子どもの年齢別にみると、0歳から3歳までは「認可保育所・公立保育所」が49.0%~69.8%ともっとも多く、4歳と5歳では「幼稚園」が46.8%と47.1%でもっとも多い。

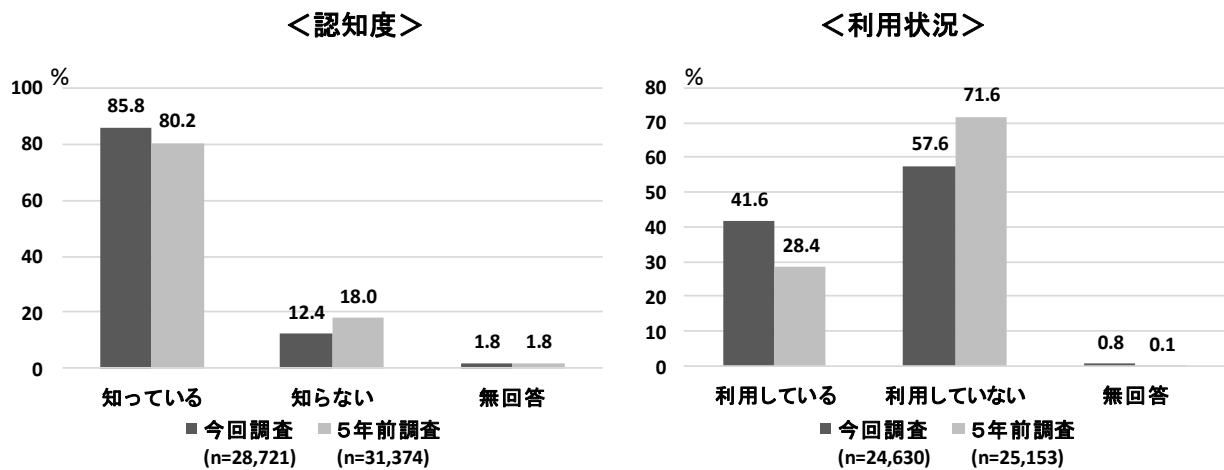
## 5 親子の居場所の認知と利用

問 22 下記の「親子の居場所」について、それぞれの親子の居場所を知っているか、利用の有無とその目的・理由、現在利用している一月あたりの日数について、それぞれお答えください。

### 【地域子育て支援拠点】



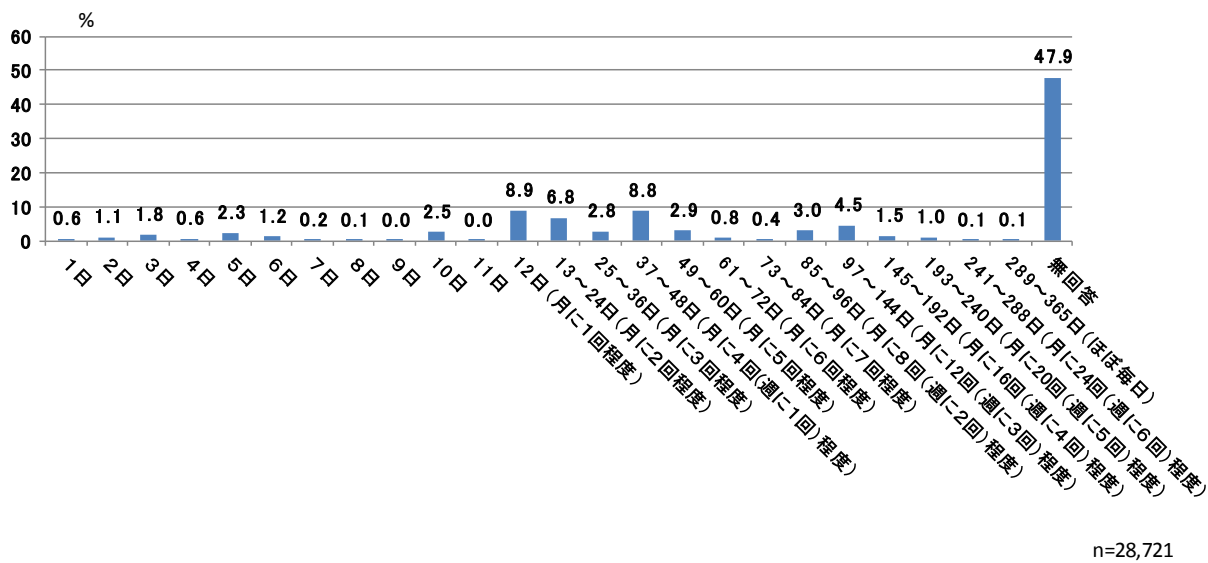
### 「地域子育て支援拠点の認知と利用」－5年前との比較



○「地域子育て支援拠点」の認知度は85.8%と高く、知っている人の41.6%が利用している。5年前と比べて、認知度は5.6ポイント、利用は13.2ポイント増加している。

問 22-1 「親子の居場所」について、今後、どれくらい利用したいですか。

【親子の居場所を利用したい日数/年】



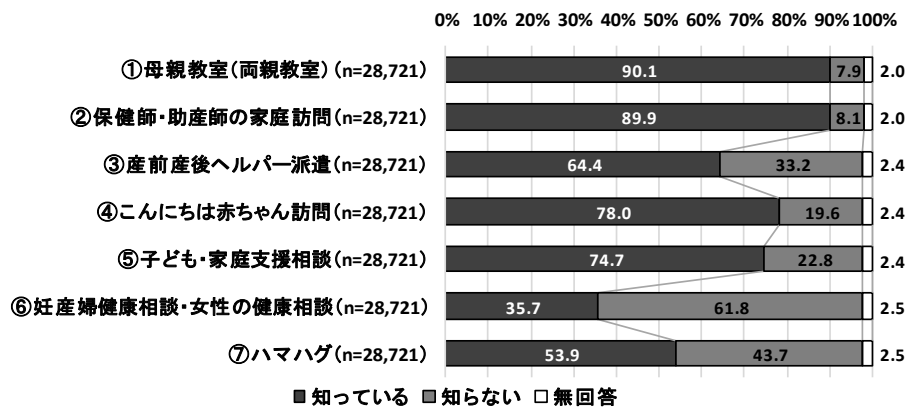
○親子の居場所を利用したい日数/年は、「12日 (月に1回程度)」(8.9%)と「37~48日 (月に4回程度)」(8.8%)が多い。



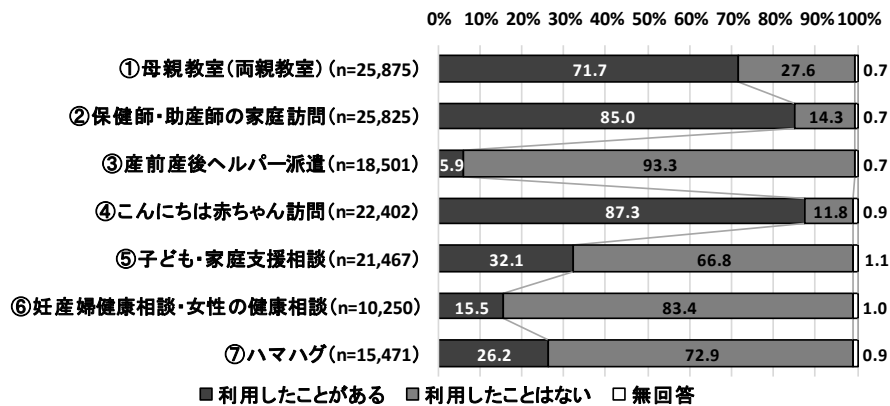
## 6 子育て支援に関する事業の認知と利用

問 26 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。

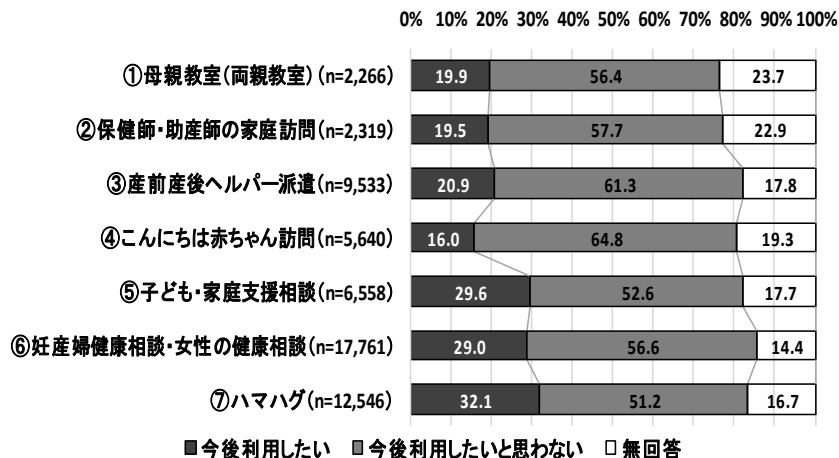
【知っている事業】



【(知っている人のうち)これまでに利用したことがある事業】



【(知らない人のうち)今後利用したい事業】

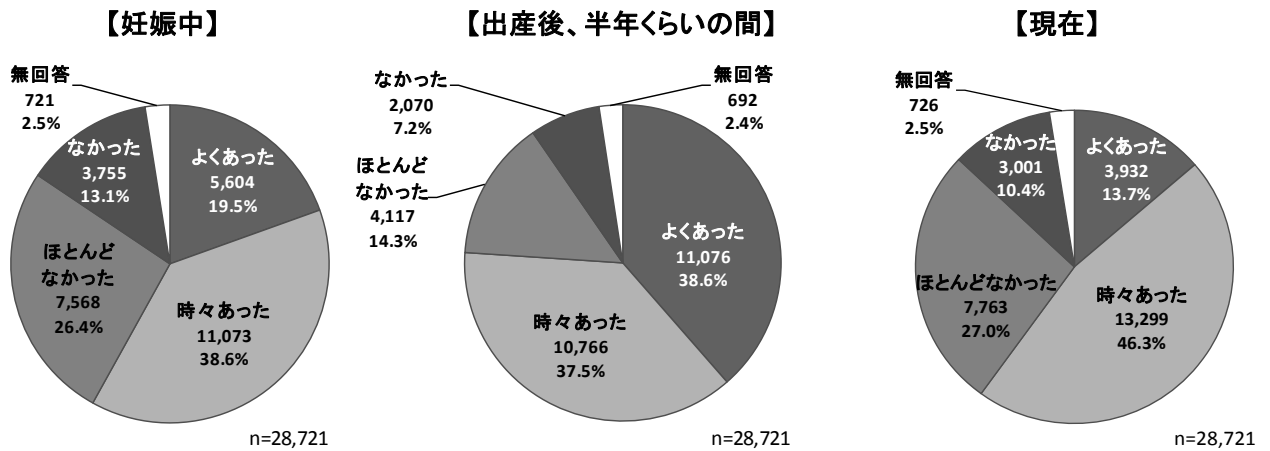


- 「知っている事業」は、「母親教室(両親教室)」が90.1%、「保健師・助産師の家庭訪問」が89.9%が多い。
- 「(知っている人のうち)利用したことがある事業」は「こんにちは赤ちゃん訪問」が87.3%、「保健師・助産師の家庭訪問」が85.0%が多い。
- 「(知らない人のうち)今後利用したい事業」は「ハマハグ」が32.1%、「子ども・家庭支援相談」が29.6%が多い。

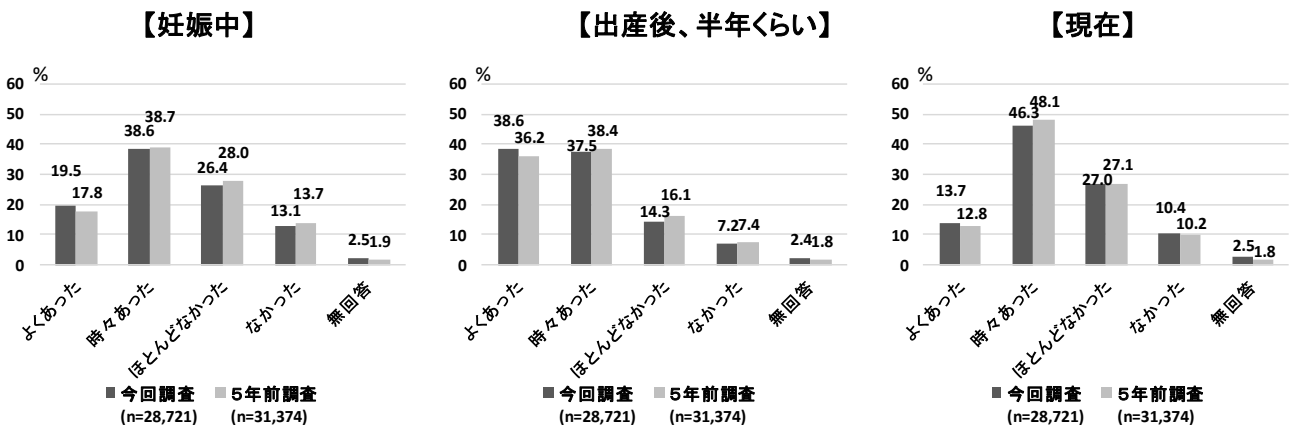
7 子育てで不安を感じたり自信が持てなくなることの有無

問 47 妊娠中から現在までで、子育てについて、不安を感じたり自信が持てなくなることがありますか。

(それぞれ1つに○)



「子育てで不安を感じたり自信が持てなくなることの有無」-5年前との比較

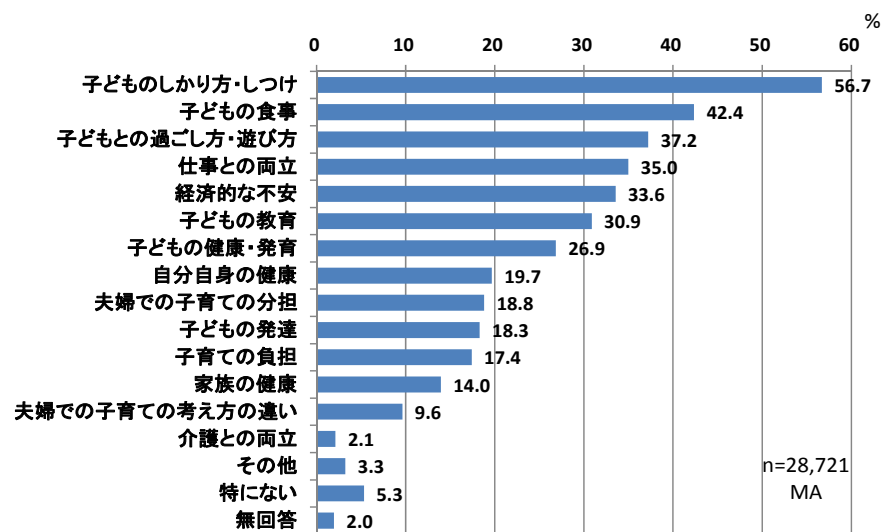


○「よくあった」「時々あった」を合わせると、「妊娠中」が58.1%、「出産後、半年くらいの間」が76.1%、「現在」が60.0%となっている。5年前と比べると、「よくあった」が、「妊娠中」「出産後、半年くらいの間」「現在」のいずれにおいても増えている。

## 8 子育てに関する困りごと

問 48 現在、子育てをしていて感じている困りごとは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

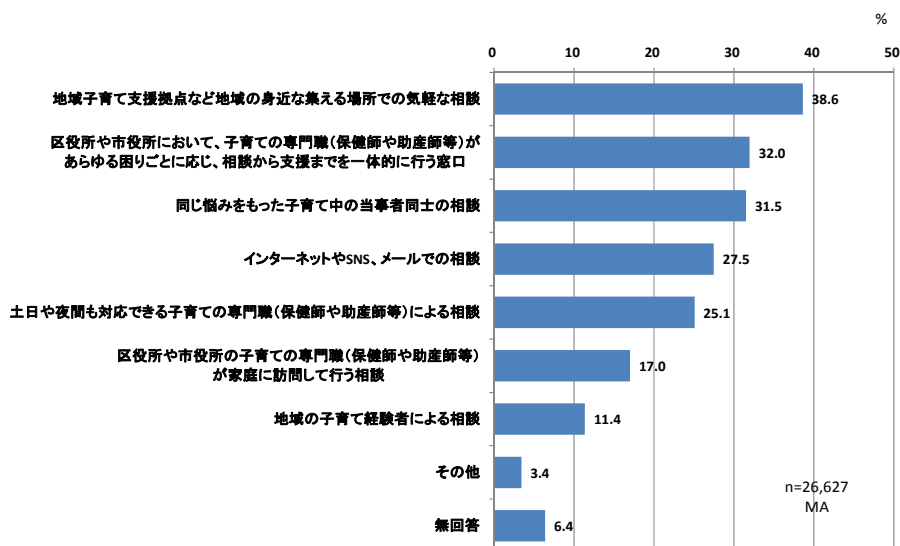
### 【子育てをしていて感じる困りごと】



○「子どものしかり方・しつけ」が56.7%でもっとも多く、次いで「子どもの食事」が42.4%、「子どもとの過ごし方・遊び方」が37.2%、「仕事との両立」が35.0%となっている。

問 49 子育てに関する困りごとに対応するために、どのような相談先があれば相談しやすいですか。(あてはまるものすべてに○)

### 【困りごとに対応するためにあれば相談しやすい相手先】

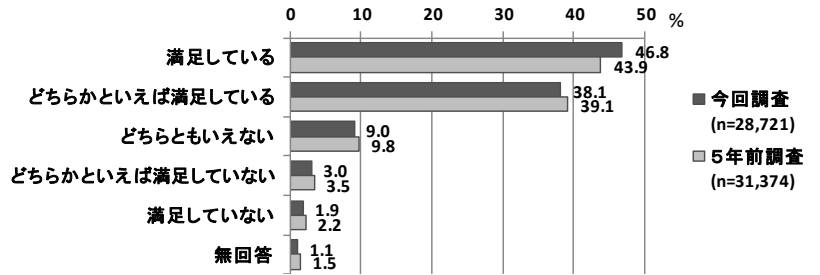
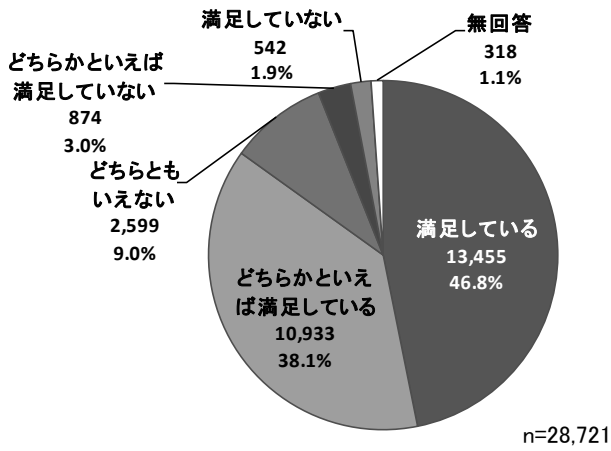


○困りごとに対応するためにあれば相談しやすい相手先は、「地域子育て支援拠点など地域の身近な集える場所での気軽な相談」が38.6%でもっとも多く、次いで「区役所や市役所において、子育ての専門職(保健師や助産師等)があらゆる困りごとに応じ、相談から支援までを一体的に行う窓口」が32.0%、「同じ悩みをもった子育て中の当事者同士の相談」が31.5%となっている。

## 9 子どもを育てている現在の生活の満足度

問 51 子どもを育てている現在の生活に満足していますか。(1つに○)

「子どもを育てている現在の生活の満足度」-5年前との比較



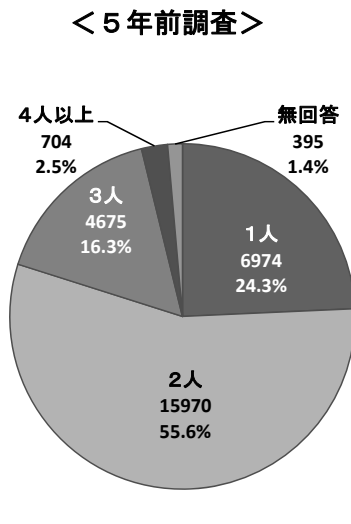
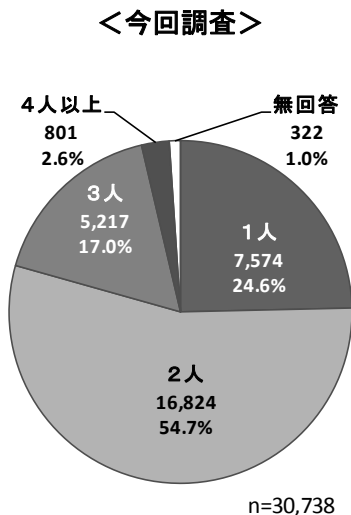
○「満足している」(46.8%)と「どちらかといえば満足している」(38.1%)を合わせると84.9%で、5年前(83.0%)と比べて1.9ポイント増えている。

【小学生調査】（一部抜粋）

10 子どもと家族の状況

問4 あて名のお子さんを含めたお子さんの人数をお伺いします。

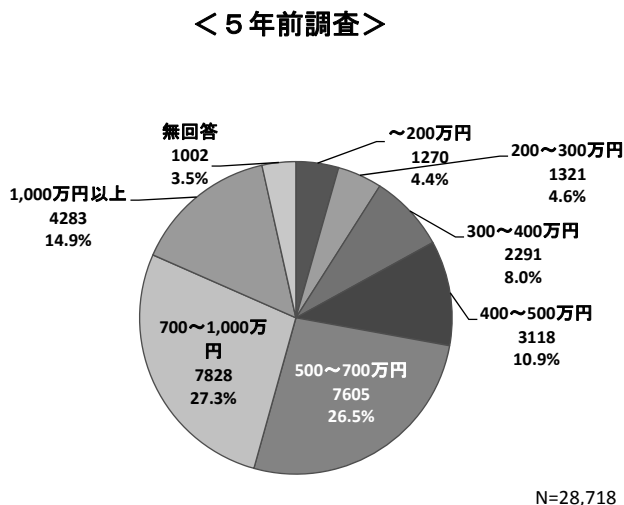
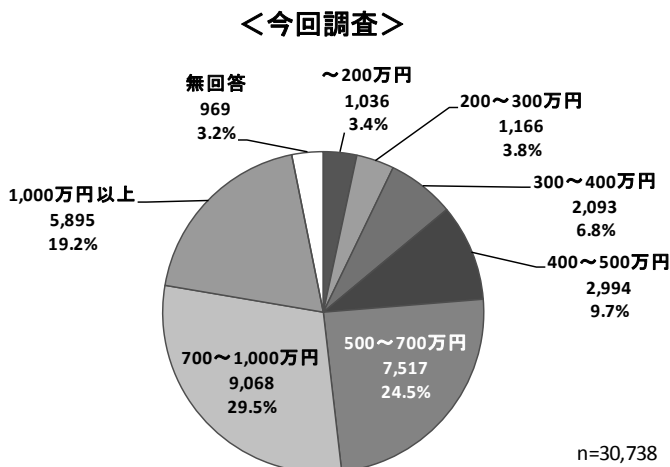
【子どもの人数】



○子どもの人数は2人の世帯が54.7%を占め、1人の世帯は24.6%、3人以上の世帯は19.6%となっている。5年前と比べると、子どもが3人以上の世帯が18.8%→19.6%と0.8ポイント増加している。

問8 世帯の年収をお伺いします。（1つに○）

【世帯の年収】

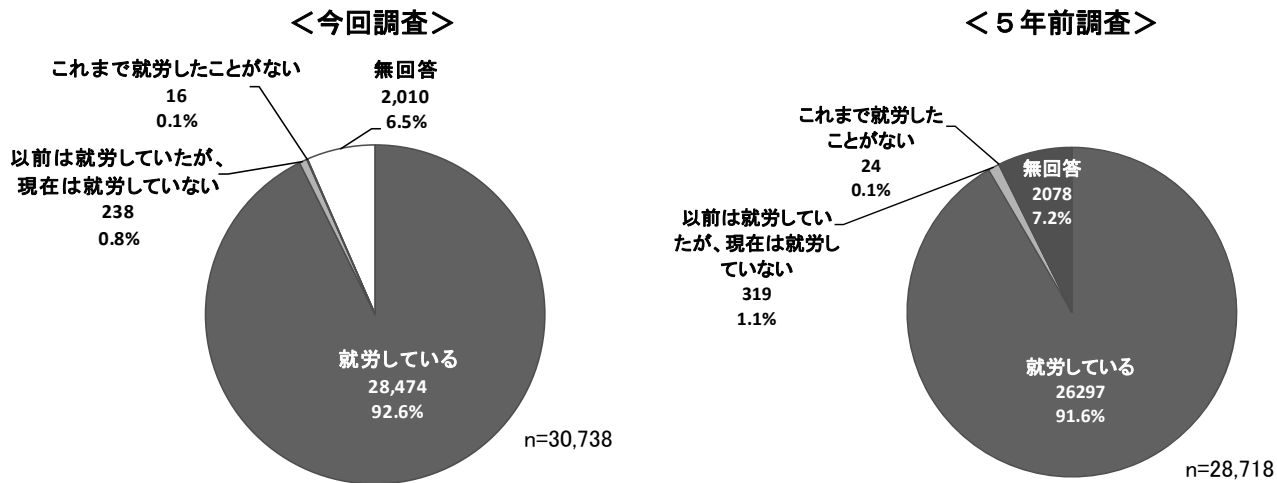


○世帯の年収は「700~1,000万円」が29.5%でもっとも多く、次いで「500~700万円」が24.5%となっている。5年前と比べると700万円以上の割合が42.2%→48.7%と6.5ポイント増えている。

## 11 保護者の就労状況

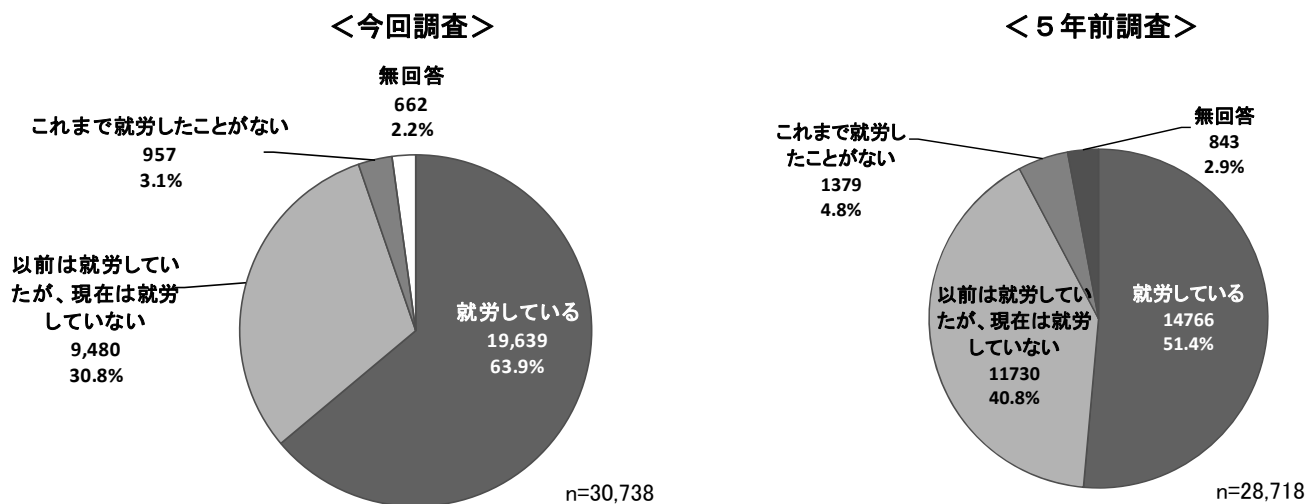
問9 父親の就労状況（自営業及びその家族従事者含む）をお伺いします。（1つに○）

### 【父親の就労状況】



問10 母親の就労状況（自営業及びその家族従事者含む）をお伺いします。（1つに○）

### 【母親の就労状況】

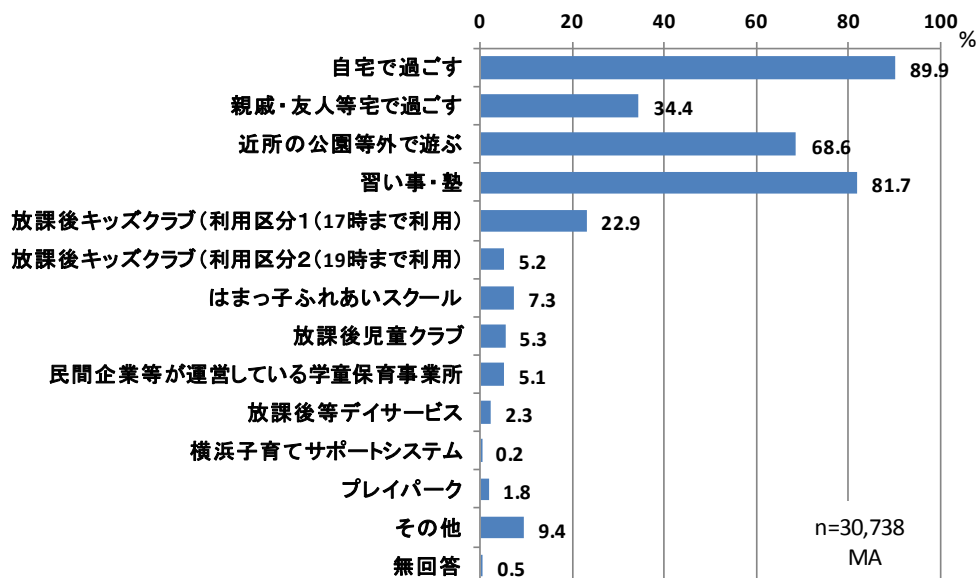


○父親の92.6%は就労しており、5年前（91.6%）と比べると1.0ポイント増加している。  
 ○母親の63.9%は就労しており、5年前（51.4%）と比べると12.5ポイント増加している。

## 12 放課後等の時間の過ごし方

問 12 通常期（学校の長期休業中を除く）の月～日曜日の放課後等の時間（土曜日、日曜日は一日中を想定）にどのように過ごしているか（事業を利用しているか）をお答えください。

（複数回答可）



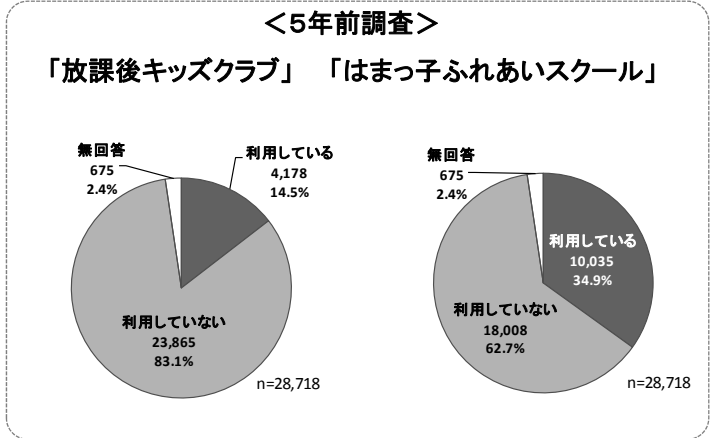
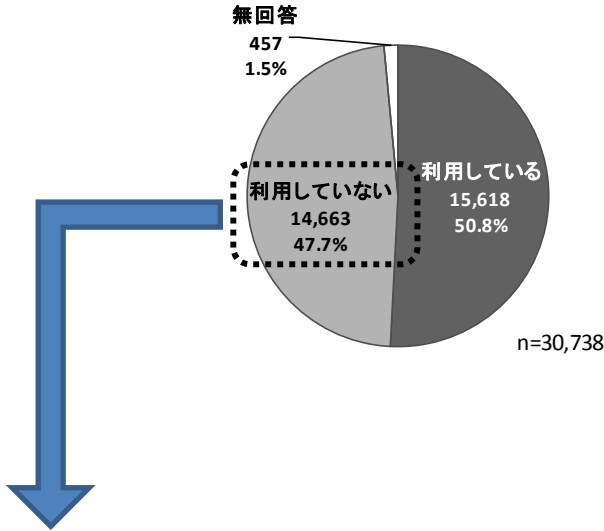
○「自宅で過ごす」が89.9%でもっとも多く、次いで「習い事・塾」が81.7%、「近所の公園等で遊ぶ」が68.6%となっている。

13 「放課後キッズクラブ」又は「はまっ子ふれあいスクール」の利用

問 14 お子さんの通う小学校にある「放課後キッズクラブ」又は「はまっ子ふれあいスクール」について、以下の質問にお答えください。

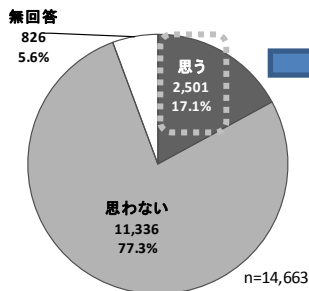
「放課後キッズクラブ」又は「はまっ子ふれあいスクール」を利用していますか？（いずれかに○）

【利用の有無】



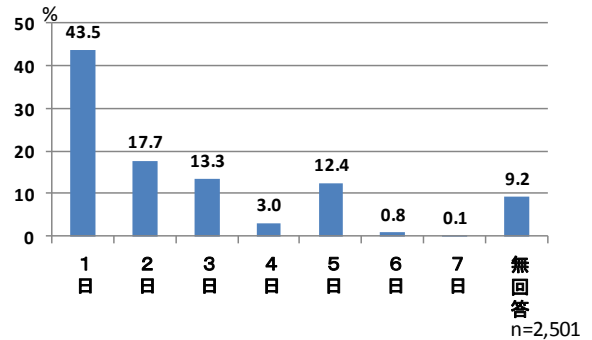
【利用していない方】

今後、利用したいと思いますか。



【利用したいと思う場合】

週何日くらい利用したいですか。



○利用している人は50.8%で、5年前（放課後キッズクラブ14.5%と、はまっ子ふれあいスクール34.9%を合わせて49.4%）と比べると、1.4ポイント増えている。  
○利用していない人（47.7%）のうち今後利用したいと思う人は17.1%で、利用希望日数は「週1日」が43.5%でもっとも多い。

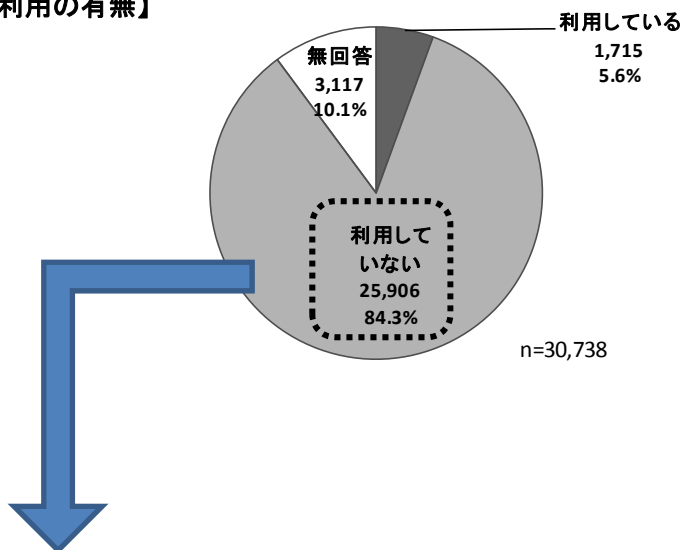


## 14 放課後児童クラブの利用

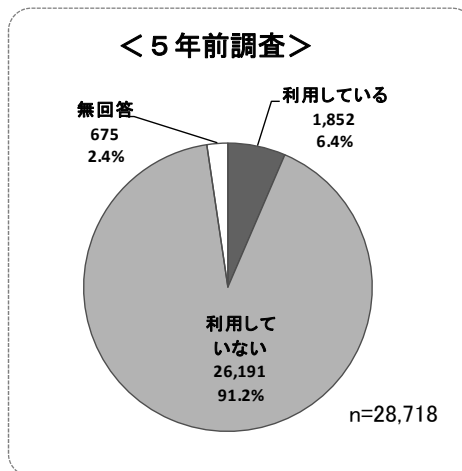
問 17 放課後児童クラブについて、以下の質問にお答えください。

放課後児童クラブを利用していますか？（いずれかに○）

【利用の有無】

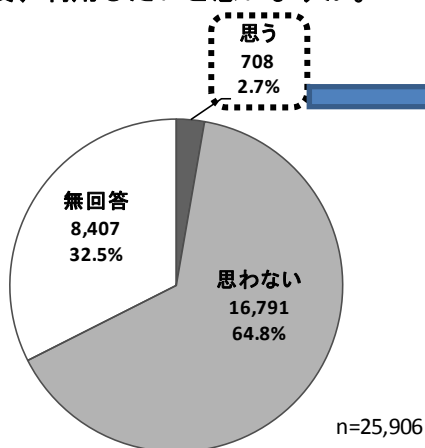


< 5 年前調査 >



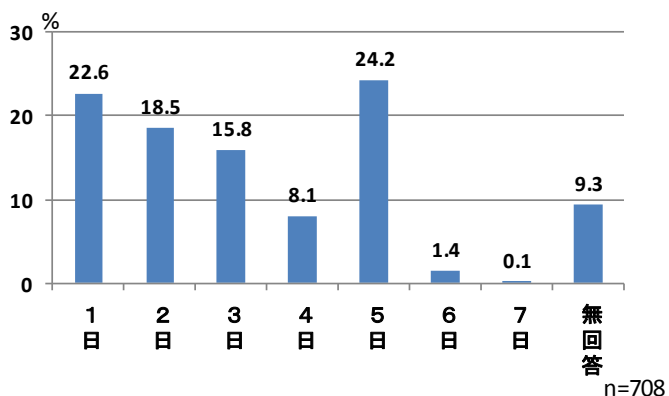
【利用していない方】

今後、利用したいとしますか。



【利用したいと思う場合】

週何日くらい利用したいですか。



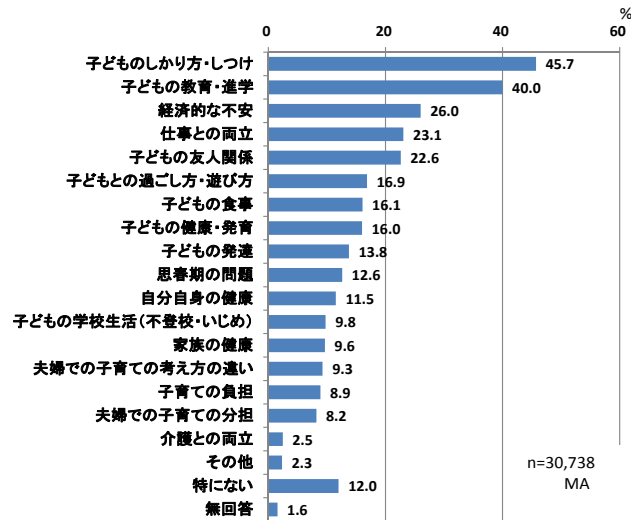
○利用している人は 5.6% で、5 年前 (6.4%) と比べると、0.8 ポイント減っている。

○利用していない人 (84.3%) のうち今後利用したいと思う人は 2.7% で、利用希望日数は「週 5 日」が 24.2% でもっとも多い。

15 子育てに関する困りごと

問 37 現在、子育てをしていて感じている困りごとは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

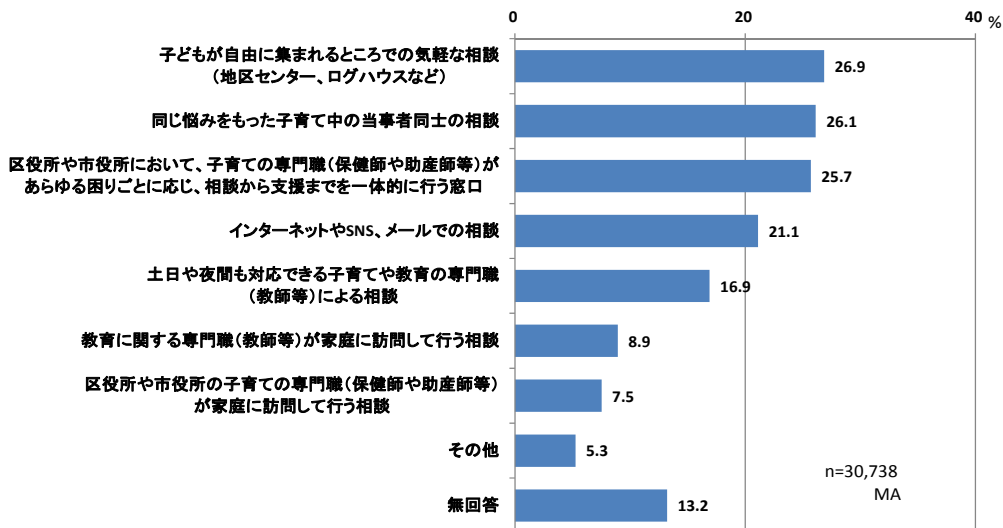
【子育てをしていて感じる困りごと】



○「子どものしかり方・しつけ」が45.7%でもっとも多く、次いで「子どもの教育・進学」が40.0%、「経済的な不安」が26.0%、「仕事との両立」が23.1%となっている。

問 38 子育てに関する困りごとに具体的に対応するために、どのような相談先があれば相談しやすいですか。(あてはまるものすべてに○)

【困りごとに対応するためにあれば相談しやすい相手先】

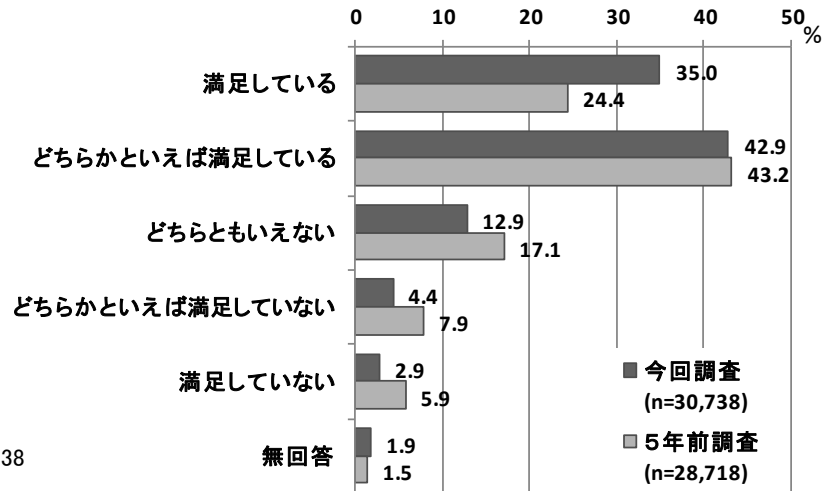
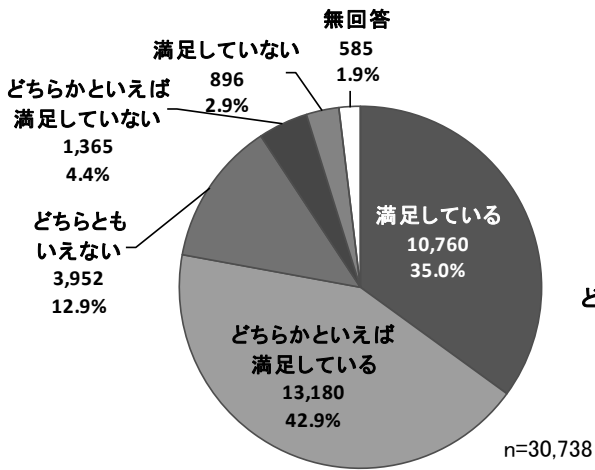


○困りごとに対応するためにあれば相談しやすい相手先は、「子どもが自由に集まれるところでの気軽な相談」が26.9%でもっとも多く、次いで「同じ悩みをもった子育て中の当事者同士の相談」が26.1%、「区役所や市役所において、子育ての専門職(保健師や助産師等)があらゆる困りごとに応じ、相談から支援までを一体的に行う窓口」が25.7%となっている。

## 16 子どもを育てている現在の生活の満足度

問 39 子どもを育てている現在の生活に満足していますか。(1つに○)

「子どもを育てている現在の生活の満足度」-5年前との比較



○「満足している」(35.0%)と「どちらかという満足している」(42.9%)を合わせると77.9%で、5年前(67.6%)と比べると10.3ポイント増えている。

## 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」(案)について

### 【趣旨】

- ◆ 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(以下「計画」)には、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」(ニーズ量)及び量の見込みに対応する「確保方策」(確保量)を記載しています。
- ◆ 現行計画の計画期間が31年度までとなっていることから、次期計画(計画期間:32年度~36年度)の策定に向けて、「量の見込み」及び「確保方策」の検討を進めます。
- ◆ 本部会で所掌する事業(次頁参照)に関する「量の見込み」については本日及び1月31日、「確保方策」については今年5月頃からご審議いただく予定です。

### 【次期計画策定までの主なスケジュール(予定)】

平成31年1月~	各部会において、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」の検討
3月頃	総会において「量の見込み」(暫定値)のとりまとめ
5月頃~	各部会において、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」の検討
7月頃~	総会・各部会において、計画素案(案)の検討
9月頃	総会において、計画素案(案)(「量の見込み」及び「確保方策」を含む)のとりまとめ
10月頃	計画素案公表、パブリックコメントの実施
12月頃	各部会において、計画原案(案)の検討 総会において、計画原案(案)のとりまとめ
32年3月	計画策定

1 事業計画に「量の見込み」及び「確保方策」を記載する事業

事業区分		本市実施事業	所掌部会			
			子育て	保育・教育	放課後	
保育・教育	教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園</li> <li>・幼稚園</li> <li>・保育所</li> </ul>				
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育</li> <li>・小規模保育</li> <li>・居宅訪問型保育</li> <li>・事業所内保育</li> </ul>		○		
地域子ども・子育て支援事業	1	利用者支援に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜子育てパートナー</li> <li>・保育・教育コンシェルジュ事業</li> <li>・母子保健コーディネーター</li> </ul>	○	○	
	2	時間外保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育事業（夕延長）</li> </ul>		○	
	3	放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブ</li> <li>・放課後キッズクラブ（一部）</li> </ul>			○
	4	子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ショートステイ</li> <li>・トワイライト・ステイ</li> <li>・母子生活支援施設緊急一時保護事業</li> </ul>	○		
	5	乳児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こんにちは赤ちゃん訪問事業</li> </ul>	○		
	6	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児支援家庭訪問事業</li> <li>・養育支援家庭訪問事業</li> <li>・要保護児童対策地域協議会</li> </ul>	○		
	7	地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・親と子のつどいの広場事業</li> <li>・保育所子育てひろば</li> <li>・幼稚園はまっ子広場事業 等</li> </ul>	○		
	8	一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園での一時預かり</li> <li>・保育所での一時保育</li> <li>・横浜保育室での一時保育</li> <li>・乳幼児一時預かり事業</li> <li>・親と子のつどいの広場での一時預かり</li> <li>・24時間緊急一時預かり</li> <li>・休日保育の一時預かり</li> </ul>	○	○	
	9	病児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病児保育事業</li> </ul>	○		
	10	子育て援助活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜子育てサポートシステム事業</li> </ul>	○		
	11	妊婦に対して健康診査を実施する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健康診査事業</li> </ul>	○		

## 2 現行計画における「量の見込み」について

### (1) 算出根拠

計画策定の際、国から、量の見込みの算出にあたっての考え方や算出方法が、全国一律の参酌標準（参考とするべき基準）として示されました（「基本指針」、「手引き」）。

本市では、これらをもとにして、必要に応じて本市の実情等を加味して、事業ごとに量の見込みを算出しています。

### (2) 算出方法

一般的な算出方法としては、対象となる児童数（推計人口）に、利用ニーズ把握のための調査（平成 25 年度実施）により求めた潜在家庭類型（父母の有無及び就労状況により 8 種類に分類）の割合と、各事業の利用意向の割合を掛け合わせた値を計画最終年度の 31 年度の量の見込み（到達点）として算出しています。

また、平成 31 年度に向けた各年度（27～30 年度）の量の見込みについては、25 年度の実績値を起点として、31 年度の量の見込み（到達点）に向けて平均的に増加（または減少）するものとして算出しています。

$$\text{量の見込み} = \text{児童数（推計人口）} \times \text{潜在家庭類型の割合} \times \text{利用意向の割合}$$

※上記は一般的な計算式であり、事業により算出方法は異なります。

（各事業の具体的な算出方法は「別紙 1」、量の見込みは「別紙 2」参照）

#### 【参考】潜在家庭類型の種類（国の手引きから抜粋）

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦（夫）
タイプ E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ F	無業×無業

### 3 次期計画における「量の見込み」について（案）

#### （1）次期計画策定に向けて国から示されている内容

国から、あらたに「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」が示されています（平成30年8月24日）。

その中で、量の見込みの算出等の考え方については、「第一期の支援事業計画の作成にあたって示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』を基本」とすることとされています。また、利用者支援事業については、「基本型・特定型と母子保健型を分けて記載」すること、「放課後児童健全育成事業及び幼稚園における預かり保育等の取扱いに関する量の見込みの算出方法等については、後日お示しする予定」であることなどが示されています。

#### （2）本市における「量の見込み」の算出にあたっての基本的考え方、算出方法

（各事業の具体的な算出方法については「別紙1」のとおり）

- ア ○現行計画と同様、国の基本指針や手引き等に基づき、対象となる児童数（推計人口）や利用ニーズ把握のための調査（平成30年度実施）結果、事業実績等をもとに、次期計画の最終年度である平成36年度の量の見込み（到達点）を算出します。
- 36年度に向けた各年度（32～35年度）の量の見込みについては、潜在的なニーズが徐々に顕在化する（またはニーズが徐々に下がる）と仮定し、現時点での31年度末の見込値を起点として、36年度の量の見込み（到達点）に向けて、平均的に増加（または減少）していくものとして算出します。
- イ 各事業の特性や実績など個別事情により、上記アによる算出が適当でない事業については、実情に応じて算出します。

※本日お示しする「量の見込み」（案）については、算出に用いている事業実績や推計人口等を計画策定までに最新データに更新することなどにより、変更となる場合があります。

### (3) 推計人口について

量の見込みの算出にあたっては、平成27年度の国勢調査結果をもとに本市が29年度に算出した推計人口（以下、「元推計」）を一部補正（※）して使用します。

※補正内容：元推計の30年度の値を実績値に更新（置換）したうえで、元推計における年度ごとの増減率を使用して32年度以降の推計人口を算出

（単位：人）

	元推計	実績	推計人口（補正後）				
	平成30年度		平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
0歳	29,077	27,561	26,478	26,127	25,881	25,692	25,535
1歳	29,630	29,210	27,915	27,452	27,092	26,839	26,648
2歳	30,394	30,098	28,602	27,952	27,484	27,120	26,868
3歳	29,502	30,621	30,616	29,926	29,243	28,748	28,364
4歳	29,475	30,310	31,113	30,255	29,577	28,904	28,420
5歳	30,203	31,105	30,250	31,107	30,249	29,573	28,903
<b>0-5歳計</b>	<b>178,281</b>	<b>178,905</b>	<b>174,974</b>	<b>172,819</b>	<b>169,526</b>	<b>166,876</b>	<b>164,738</b>
6歳	30,280	30,565	29,613	29,560	30,393	29,552	28,892
7歳	30,749	31,450	30,723	29,896	29,840	30,682	29,833
8歳	31,047	31,606	30,643	30,475	29,661	29,613	30,440
9歳	31,018	31,629	31,177	30,611	30,445	29,645	29,597
10歳	31,275	32,000	31,584	31,181	30,619	30,445	29,638
11歳	31,175	32,053	31,802	31,740	31,332	30,753	30,580
12歳	31,073	31,049	31,282	30,946	30,884	30,488	29,952
13歳	30,946	32,151	32,400	32,516	32,145	32,082	31,677
14歳	32,302	33,062	31,825	31,936	32,042	31,679	31,610
15歳	32,799	33,301	31,440	31,572	31,688	31,799	31,442
16歳	34,031	34,003	32,731	31,358	31,493	31,604	31,714
17歳	34,718	34,250	33,242	32,733	31,366	31,507	31,611
<b>合計</b>	<b>559,694</b>	<b>566,024</b>	<b>553,436</b>	<b>547,343</b>	<b>541,434</b>	<b>536,725</b>	<b>531,724</b>

### (4) 「量の見込み」（案）について

各事業の「量の見込み」（案）については、「別紙1」及び「別紙2」のとおりです。



地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出の考え方

		次期計画(H32~H36年度)					現行計画(H27~H31年度)				
地域子ども・子育て支援事業		オ 病児保育事業									
本市事業		病児保育事業									
事業内容		病気又は病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を医療機関併設の病児保育室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。									
量の見込み算出の考え方	対象年齢	0歳~12歳					0歳~5歳				
	方法	国「基本指針」による									
	算出根拠	<p>■国「基本指針」における参酌標準(要旨)                      利用実績や利用希望を勘案して、適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における量の見込みの考え方                      ・各区1か所に加えて、需要の高い区に複数か所を見込む。                      ・次期計画中に現行計画の目標値である27か所を達成したうえで、横浜市中期計画における33年度目標値29か所を目指して、目標事業量を設定する。</p>					<p>■国「基本指針」における参酌標準(要旨)                      利用実績や利用希望を勘案して、適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における量の見込みの考え方                      ・各区1か所に加えて、需要の高い区に2か所の整備を見込む。                      ・「かがやけ横浜子ども青少年プラン後期計画」における26年度目標値である27か所が達成できていないことから、これを目標事業量として設定する。</p>				
	指標(単位)	実施箇所数(か所)									
	現行計画からの変更等の考え方	各区1か所に加えて、需要の高い区に複数か所を見込む。									
量の見込み(案)	全市	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
		29	29	29	29	29	29	29	29	29	29

現行計画から変更のあった箇所に下線(アンダーライン)を付しています。

地域子ども・子育て支援事業		才 病児保育事業				
本市事業		病児保育事業				
対象年齢		0歳～12歳				
指標(単位)		実施箇所数(か所)				
年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考
量の 見込み (暫定値)	全市	29	29	29	29	29
	鶴見区	2	2	2	2	2
	神奈川区	2	2	2	2	2
	西区	1	1	1	1	1
	中区	1	1	1	1	1
	南区	1	1	1	1	1
	港南区	1	1	1	1	1
	保土ヶ谷区	2	2	2	2	2
	旭区	2	2	2	2	2
	磯子区	2	2	2	2	2
	金沢区	1	1	1	1	1
	港北区	3	3	3	3	3
	緑区	1	1	1	1	1
	青葉区	2	2	2	2	2
	都筑区	2	2	2	2	2
	戸塚区	3	3	3	3	3
	栄区	1	1	1	1	1
泉区	1	1	1	1	1	
瀬谷区	1	1	1	1	1	

		次期計画(H32~H36年度)					現行計画(H27~H31年度)				
地域子ども・子育て支援事業		カ 利用者支援に関する事業									
本市事業		利用者支援事業 (基本型:横浜子育てパートナー 特定型:保育・教育コンシェルジュ 母子保健型:母子保健コーディネーター)					保育コンシェルジュ事業、地域子育て支援拠点における利用者支援				
事業内容		<p>横浜子育てパートナー 子育て家庭の個別相談に対応し、子どもとその保護者・妊娠中の人の子育て支援に関する事業・制度等を適切に利用できるように、各区の地域子育て支援拠点に配置している専任スタッフです。</p> <p>保育・教育コンシェルジュ 保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつけることを目的として、就学前のお子さんの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室や一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービスについて情報を提供しています。</p> <p>母子保健コーディネーター 区福祉保健センターに保健師・助産師等の専門職を配置し、主に妊娠届出時の面接から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図ります。</p>									
対象家庭類型		国「手引き」で対象とする潜在家庭類型( ■A ■B ■C ■C' ■D ■E ■E' ■F )									
対象年齢		0歳~5歳									
方法		国「手引き」による									
量の見込み(案)算出の考え方	算出根拠	<p>■国「手引き」における量の見込みの考え方(要旨) 利用者支援事業については、子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。なお、基本型・特定型と母子保健型を分けて計画に記載すること。</p> <p>■国による利用者支援事業の実施要綱(抜粋) ・基本型:主として身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設での実施とする。 (事務局注釈:「横浜子育てパートナー」が該当) ・特定型:主として市町村窓口での実施とする。 (事務局注釈:「保育・教育コンシェルジュ」が該当) ・母子保健型:主として市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設での実施とする。 (事務局注釈:「母子保健コーディネーター」が該当)</p> <p>■上記を踏まえた本市における量の見込みの考え方 ・基本型〔横浜子育てパートナー〕 ⇒各区の地域子育て支援拠点において実施するよう設定(拠点サテライトを含む) ・特定型〔保育・教育コンシェルジュ〕 ⇒各区役所において実施するよう設定 ・母子保健型〔母子保健コーディネーター〕 ⇒各区福祉保健センターにおいて実施するよう設定</p>					<p>■国「手引き」における量の見込みの考え方(要旨) 子育て中の親子の身近な場所に設置することが必要であることから、例えば複数の中学校区(2中学校区など)に1箇所などを目安として、箇所数で設定する。</p> <p>■国による利用者支援事業の実施要綱(案)(抜粋) ・日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村窓口などでの実施とする。 ・基本型:独立した事業として行われている形態 (事務局注釈:「地域子育て支援拠点における利用者支援」が該当) ・特定型:行政の一環として行われている側面が強い形態 (事務局注釈:「保育コンシェルジュ事業」が該当)</p> <p>■上記を踏まえた本市における量の見込みの考え方 〔保育コンシェルジュ事業〕 ⇒各区役所において実施するよう設定 〔地域子育て支援拠点における利用者支援〕 ⇒各区の地域子育て支援拠点において実施するよう設定</p>				
	指標(単位)	実施か所数(か所)									
	現行計画からの変更等の考え方	新たに利用者支援事業(母子保健型)を開始したことに伴い、同事業を追加した。									
	量の見込み(案)	全市	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	32年度	33年度	34年度	35年度
		横浜子育てパートナー	27	27	27	27	27	27	27	27	27
		保育・教育コンシェルジュ	18	18	18	18	18	18	18	18	18
		母子保健コーディネーター	18	18	18	18	18	18	18	18	18

現行計画から変更のあった箇所(アンダーライン)を付しています。

地域子ども・子育て支援事業		カ 利用者支援に関する事業					
本市事業		利用者支援事業 (基本型:横浜子育てパートナー、特定型:保育・教育コンシェルジュ、 母子保健型:母子保健コーディネーター)					
対象年齢		0歳～5歳					
指標(単位)		実施箇所数(か所)					
年度		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考
全市	横浜子育てパートナー	27	27	27	27	27	
	保育・教育コンシェルジュ	18	18	18	18	18	
	母子保健コーディネーター	18	18	18	18	18	
鶴見区	横浜子育てパートナー	2	2	2	2	2	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
神奈川区	横浜子育てパートナー	2	2	2	2	2	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
西区	横浜子育てパートナー	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
中区	横浜子育てパートナー	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
南区	横浜子育てパートナー	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
港南区	横浜子育てパートナー	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
保土ヶ谷区	横浜子育てパートナー	2	2	2	2	2	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
旭区	横浜子育てパートナー	2	2	2	2	2	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
磯子区	横浜子育てパートナー	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
金沢区	横浜子育てパートナー	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
港北区	横浜子育てパートナー	2	2	2	2	2	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
緑区	横浜子育てパートナー	2	2	2	2	2	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
青葉区	横浜子育てパートナー	2	2	2	2	2	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
都筑区	横浜子育てパートナー	2	2	2	2	2	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
戸塚区	横浜子育てパートナー	2	2	2	2	2	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
栄区	横浜子育てパートナー	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
泉区	横浜子育てパートナー	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
瀬谷区	横浜子育てパートナー	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	

量の見込み(暫定値)

# 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出の考え方

		次期計画(H32~H36年度)					現行計画(H27~H31年度)						
地域子ども・子育て支援事業		ケ 地域子育て支援拠点事業											
本市事業		ア 地域子育て支援拠点 イ 親と子のつどいの広場 ウ 認定こども園及び保育所子育てひろば、私立幼稚園等はまっ子広場 エ その他(非常設の親子の居場所:子育て支援者、子育てサロン、認定こども園及び保育所子育てひろば(非常設)、私立幼稚園等はまっ子広場(非常設))											
事業内容		地域子育て支援拠点事業: 「市民が安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることができる社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与すること」を目的に、各区1か所の子育ての総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる常設の居場所の提供、子育て相談、子育てに関する幅広い情報の一元化と提供、子育て支援にかかわる方のネットワークの構築、子育て支援にかかわる方の人材育成、地域の中での子どもの預かりあいの促進等を行います。  親と子のつどいの広場事業: 主にNPO法人などが、マンションや商店街の空き店舗等の一室を活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供や、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。  保育所子育てひろば: 子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育園の資源を活用して、地域子育て支援の場を提供します。 地域の親子を対象とした施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供などを行っています。  幼稚園はまっ子広場: 子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、幼稚園の資源を活用して、地域子育て支援の場を提供します。 地域の親子を対象とした施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供などを行っています。											
対象家庭類型		国「手引き」で対象とする潜在家庭類型 ( ■A ■B ■C ■C' ■D ■E ■E' ■F )											
対象年齢		0歳~2歳											
方法		国「手引き」を一部アレンジ											
量の見込み(案)算出の考え方	算出根拠	■国「手引き」による36年度の量の見込み 量の見込み(人日又は人回)=家庭類型別児童数(人)×利用意向 ※利用意向=利用意向率×利用意向日数  ■「手引き」アレンジの内容 ・計画最終年度(36年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒国「手引き」により36年度の量の見込みを算出して、31年度の量の見込みから平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。 ・集計したニーズ量が29年度実績に対して著しく高い数値となっており、調査結果における現在の利用状況と、実際の利用実績(29年度)の乖離状況を元に補正を行った。					■国「手引き」による31年度の量の見込み 「量の見込み(人/月)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(回/月)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(回/月)」=ニーズ調査により把握した拠点等の平均利用回数(月間)  ■「手引き」アレンジの内容 ・計画最終年度(31年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ・国「手引き」により31年度の量の見込みを算出して、25年度実績から平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。 ・集計したニーズ量が25年度実績に対して著しく高い数値となっており、調査結果における現在の利用状況と、実際の利用実績(25年度)の乖離状況を元に補正を行った。						
	指標(単位)		延べ利用者数(月間)(人/月)										
	現行計画からの変更等の考え方		別紙のとおり										
量の見込み(案)		全市		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度					
				79,177	80,660	82,143	83,626	85,109					

現行計画から変更のあった箇所には下線(アンダーライン)を付しています。

地域子ども・子育て支援事業		ケ 地域子育て支援拠点事業					
	本市事業	ア 地域子育て支援拠点 イ 親と子のつどいの広場 ウ 認定こども園及び保育所子育てひろば、私立幼稚園等はまっ子広場 エ その他(非常設の親子の居場所:子育て支援者、子育てサロン、認定こども園及び保育所子育てひろば(非常設)、私立幼稚園等はまっ子広場(非常設))					
対象年齢		0歳～2歳					
指標(単位)		延べ利用者数(月間)(人/月)					
年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考	
量の見込み(暫定値)	全市	79,177	80,660	82,143	83,626	85,109	
	鶴見区	5,116	5,325	5,535	5,745	5,955	
	神奈川区	4,729	4,776	4,823	4,870	4,917	
	西区	3,236	3,291	3,346	3,401	3,456	
	中区	2,581	2,606	2,631	2,656	2,681	
	南区	3,452	3,452	3,452	3,452	3,452	
	港南区	4,098	4,226	4,354	4,482	4,610	
	保土ヶ谷区	4,272	4,397	4,522	4,646	4,770	
	旭区	5,331	5,568	5,804	6,041	6,278	
	磯子区	3,714	3,714	3,714	3,714	3,714	
	金沢区	3,862	3,862	3,862	3,862	3,862	
	港北区	8,457	8,811	9,165	9,519	9,873	
	緑区	3,881	3,959	4,037	4,115	4,194	
	青葉区	6,876	6,987	7,098	7,209	7,319	
	都筑区	4,610	4,610	4,610	4,610	4,610	
	戸塚区	5,910	6,017	6,125	6,233	6,341	
	栄区	2,675	2,675	2,675	2,675	2,675	
泉区	3,289	3,289	3,289	3,289	3,289		
瀬谷区	3,088	3,095	3,101	3,107	3,113		

## 「ケ 地域子育て支援拠点事業」に関する量の見込み（案）について

今回調査結果により、国の手引きに基づき算出したニーズ量（36年度に 256,859 人/月）は、直近の実績（29年度 52,746 人/月）に対して著しく高い数値となっています。

調査結果を分析したところ、「ニーズ調査に基づく利用状況」についても実際の利用実績と大きく乖離していました。

そのため、下記の考え方にに基づき、ニーズ量の補正を行います。

ニーズ調査において、現在利用している日数を聞いているが、調査結果から全市における利用日数を算出すると、H29 実績と約 3 倍の乖離が生じています。

そのため、H36 の利用意向日数についても、同じ割合で補正します。

ニーズ調査に基づく利用状況 (A)	H29 実績 (B)	C=A/B
157,111	52,746	3.0

補正前の集計値 (D)	係数 (C)	量の見込み (E)
256,859	3.0	85,109

※H29 (B) は、子育てサロンの実績を除く。

※量の見込み (E) は、区毎の算出結果の積み上げ数値のため、全市における算出結果と若干異なっています。

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)					
地域子ども・子育て支援事業		コ 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業										
本市事業	ア 幼稚園(預かり保育・1号認定) イ 幼稚園(預かり保育・2号認定) その他(ウ 保育所(一時保育)、エ 横浜保育室(一時保育)、オ 乳幼児一時預かり事業、カ 親と子のつどいの広場での一時預かり、キ 横浜子育てサポートシステム、ク 24時間型緊急一時預かり、ケ 休日一時保育)						ア 幼稚園(預かり保育・1号認定) イ 幼稚園(預かり保育・2号認定) その他(ウ 保育所(一時保育)、エ 横浜保育室(一時保育)、オ 乳幼児一時預かり事業、カ 親と子のつどいの広場での一時預かり、キ 横浜子育てサポートシステム、ク 24時間型緊急一時預かり、ケ 休日保育)					
	事業内容	<p>○幼稚園での一時預かり (横浜市私立幼稚園等預かり保育事業) 幼稚園・認定こども園(教育利用)の教育時間の前後や休業日に、保育を必要とする在園児を園で預かる事業です。教育時間を含めて7時30分から18時30分まで、夏休みなどの長期休業期間を含めて対応しています。(私立幼稚園等における一時預かり(県・市)) 保育幼稚園・認定こども園(教育利用)の教育時間の前後などに保護者の希望に応じて在園児を預かります。保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的なニーズに対応します。</p> <p>○一時保育事業 認可保育所・公立保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・横浜保育室において、パート勤務や病気、冠婚葬祭などにより一時的に家庭で保育できない場合や、保護者のリフレッシュなどのためにお子さんをお預かりします。</p> <p>○乳幼児一時預かり事業 認可外保育施設において、パート勤務や病気、冠婚葬祭などにより一時的に家庭で保育できない場合や、保護者のリフレッシュなどのためにお子さんをお預かりします。生後57日から小学校入学前までのお子さんを対象としています。</p>					<p>○親と子のつどいの広場での一時預かり 子育て中の親子同士が気軽につどい、交流する親と子のつどいの広場(「地域における子育て支援事業等」参照)の一部では、短時間の一時預かりを実施しています。広場を利用したことのある生後6か月以上3歳以下の市内に居住するお子さんが対象です。</p> <p>○横浜子育てサポートシステム事業 「子どもを預かってほしい人」が利用会員として、「子どもを預かる人」が提供会員として登録して、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行うシステムです。生後57日から小学校6年生までのお子さんを対象としています。</p> <p>○24時間型緊急一時保育 病気や仕事等で、急にお子さんを預けなければならなくなったとき、夜間・宿泊も含め、24時間365日対応してくれる一時保育です。原則として、連続3日以内まで利用可能です。</p> <p>○休日の一時保育 休日や、お子さんが病気の時、仕事や冠婚葬祭などの都合でお子さんを預けたい時に利用できます。平日に認可保育所等を利用していないお子さん、または、平日に認可保育所等を利用しているお子さんで、緊急等やむを得ない事情により、平日に認可保育所等を利用しない日を設けずに休日の保育を利用する場合に対象となります。</p>					
対象家庭類型		国「手引き」で対象とする潜在家庭類型(下記「概要」参照)										
対象年齢		(下記「概要」参照)										
量の見込み(案)算出の考え方	方法	国「手引き」を一部アレンジ										
	算出根拠	<p>■国「手引き」による31年度の量の見込み</p> <p>【ステップ1:幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み】 ①1号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプC'、D、E'、F [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向の平均日数(年間)</p> <p>②2号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプA、B、C、E [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの就労日数(年間)</p> <p>【ステップ2:その他の量の見込み】 [対象潜在家庭類型]全て [対象年齢]0歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 -【ステップ1】①における量の見込み(人/年) -ニーズ調査における不定期事業利用状況の回答で「ベビーシッター」及び「その他」の利用日数の累計(人/年) ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向日数(年間)</p> <p>■「手引き」アレンジの内容 ア. 計画最終年度(36年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒国「手引き」により36年度の量の見込みを算出して、29年度実績から36年度にかけて平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。 イ. 「その他」について、29年度実績を集計値が大きく上回っており、事業別の利用意向のうち、保育所との併用が想定されない「保育所等での一時保育・一時預かり」において保育要件を満たす2号相当の家庭類型のニーズを除く補正を行った。 ウ. 「幼稚園1号」について、29年度実績を集計値が大きく下回っており、市型預かり1号分を上乗せする補正を行った。 エ. 「幼稚園1号」「幼稚園2号」の区分間における整理を行った。 オ. 横浜子育てサポートシステムの小学生の量の見込みについて、「その他」の量の見込みに追加した。</p>					<p>■国「手引き」による31年度の量の見込み</p> <p>【ステップ1:幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み】 ①1号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプC'、D、E'、F [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向の平均日数(年間)</p> <p>②2号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプA、B、C、E [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの就労日数(年間)</p> <p>【ステップ2:その他の量の見込み】 [対象潜在家庭類型]全て [対象年齢]0歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 -【ステップ1】①における量の見込み(人/年) -ニーズ調査における不定期事業利用状況の回答で「ベビーシッター」及び「その他」の利用日数の累計(人/年) ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向日数(年間)</p> <p>■「手引き」アレンジの内容 ア. 計画最終年度(31年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒国「手引き」により31年度の量の見込みを算出して、25年度実績から31年度にかけて平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。</p>					
	指標(単位)	延べ利用者数(年間)(人/年)										
	現行計画からの変更等の考え方	別紙のとおり										
量の見込み(案)	全市	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度						
		幼稚園(1号)	287,194	288,348	289,502	290,656	291,810					
		幼稚園(2号)	1,247,808	1,286,704	1,325,600	1,364,496	1,403,391					
	その他	366,933	379,963	392,993	406,023	419,053						

現行計画から変更のあった箇所を下線(アンダーライン)を付しています。



地域子ども・子育て支援事業		コ 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業					
本市事業		ア 幼稚園(預かり保育・1号認定) イ 幼稚園(預かり保育・2号認定) その他(ウ 保育所(一時保育)、エ 横浜保育室(一時保育)、オ 乳幼児一時預かり事業、カ 親と子のつどいの広場での一時預かり、キ 横浜子育てサポートシステム、ク 24時間型緊急一時預かり、ケ 休日一時保育)					
対象年齢		0～5歳					
指標(単位)		延べ利用者数(年間)(人/年)					
年度		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考
全市	幼稚園(1号)	287,194	288,348	289,502	290,656	291,810	
	幼稚園(2号)	1,247,808	1,286,704	1,325,600	1,364,496	1,403,391	
	その他	366,933	379,963	392,993	406,023	419,053	
鶴見区	幼稚園(1号)	8,326	8,326	8,326	8,326	8,326	
	幼稚園(2号)	49,249	54,530	59,811	65,092	70,373	
	その他	37,235	38,394	39,554	40,714	41,874	
神奈川区	幼稚園(1号)	20,375	20,577	20,779	20,981	21,183	
	幼稚園(2号)	80,422	85,302	90,182	95,062	99,941	
	その他	27,249	29,124	30,998	32,873	34,748	
西区	幼稚園(1号)	10,233	10,272	10,311	10,350	10,389	
	幼稚園(2号)	41,015	43,402	45,789	48,176	50,563	
	その他	14,607	15,304	16,001	16,697	17,394	
中区	幼稚園(1号)	14,045	14,205	14,365	14,525	14,685	
	幼稚園(2号)	58,692	62,159	65,626	69,093	72,561	
	その他	17,878	19,813	21,748	23,683	25,617	
南区	幼稚園(1号)	14,441	14,502	14,563	14,623	14,684	
	幼稚園(2号)	53,475	58,993	64,511	70,029	75,547	
	その他	20,481	21,674	22,867	24,060	25,253	
港南区	幼稚園(1号)	15,001	15,001	15,001	15,001	15,001	
	幼稚園(2号)	63,820	63,820	63,820	63,820	63,820	
	その他	15,815	16,207	16,599	16,991	17,384	
保土ヶ谷区	幼稚園(1号)	14,050	14,050	14,050	14,050	14,050	
	幼稚園(2号)	63,446	65,130	66,813	68,496	70,179	
	その他	22,543	24,715	26,888	29,061	31,233	
旭区	幼稚園(1号)	10,757	10,757	10,757	10,757	10,757	
	幼稚園(2号)	91,529	91,529	91,529	91,529	91,529	
	その他	14,203	14,694	15,184	15,674	16,164	
磯子区	幼稚園(1号)	18,684	18,920	19,156	19,393	19,630	
	幼稚園(2号)	47,052	47,052	47,052	47,052	47,052	
	その他	13,243	13,910	14,577	15,244	15,911	
金沢区	幼稚園(1号)	13,190	13,190	13,190	13,190	13,190	
	幼稚園(2号)	69,616	71,054	72,493	73,931	75,369	
	その他	18,143	18,143	18,143	18,143	18,143	
港北区	幼稚園(1号)	32,169	32,406	32,644	32,882	33,119	
	幼稚園(2号)	63,569	67,084	70,599	74,115	77,631	
	その他	53,834	55,693	57,552	59,411	61,270	
緑区	幼稚園(1号)	15,379	15,439	15,498	15,557	15,616	
	幼稚園(2号)	75,360	76,278	77,196	78,113	79,030	
	その他	10,999	10,999	10,999	10,999	10,999	
青葉区	幼稚園(1号)	26,686	26,686	26,686	26,686	26,686	
	幼稚園(2号)	164,128	172,208	180,288	188,368	196,448	
	その他	35,218	35,218	35,218	35,218	35,218	
都筑区	幼稚園(1号)	25,394	25,459	25,524	25,589	25,654	
	幼稚園(2号)	73,410	73,410	73,410	73,410	73,410	
	その他	21,673	21,673	21,673	21,673	21,673	
戸塚区	幼稚園(1号)	23,708	23,769	23,830	23,891	23,952	
	幼稚園(2号)	101,198	102,926	104,654	106,383	108,111	
	その他	22,528	22,820	23,112	23,404	23,696	
栄区	幼稚園(1号)	7,294	7,327	7,360	7,393	7,426	
	幼稚園(2号)	43,350	43,350	43,350	43,350	43,350	
	その他	3,093	3,093	3,093	3,093	3,093	
泉区	幼稚園(1号)	4,682	4,682	4,682	4,682	4,682	
	幼稚園(2号)	45,038	45,038	45,038	45,038	45,038	
	その他	14,916	15,214	15,512	15,810	16,108	
瀬谷区	幼稚園(1号)	12,780	12,780	12,780	12,780	12,780	
	幼稚園(2号)	63,439	63,439	63,439	63,439	63,439	
	その他	3,275	3,275	3,275	3,275	3,275	

量の見込み(暫定値)

## 「コ 一時預かり事業」に関する量の見込み（案）について

## 1 量の見込みの算出方法

一時預かり事業は、対象となる潜在家庭類型や対象年齢により、  
「幼稚園における在園児を対象とした一時預かりのうち1号認定による利用（以下「幼稚園1号」）」  
「幼稚園における在園児を対象とした一時預かりのうち2号認定による利用（以下「幼稚園2号」）」  
「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外（以下「その他」）」  
の3つの区分に分かれています。

区 分	対象となる潜在家庭類型	対象年齢
ア 幼稚園1号	C'、D、E'、F	3～5歳
イ 幼稚園2号	A、B、C、E	3～5歳
その他	全て	0～5歳

国の手引きに基づき、「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（ニーズ調査）」の結果をもとに、量の見込みの算出を行いました。その上で、極端な乖離が見られる等、補正が必要なものについては、次にあげる補正を行いました。

## 2 量の見込みの補正

## (1) 「その他」での補正（補正1）

- ・「その他」では、今回の調査結果をもとに国の手引きに基づき算出したニーズ量は、直近の実績に対して著しく高い数値となっています。
- ・その理由として、事業類型別のニーズ内訳を確認したところ、「保育所等での一時保育・一時預かり」のニーズ量の約8割が2号相当の方のニーズでした。
- ・2号相当の方の保育ニーズについては、計画上、定期的な保育・教育の利用にあたるものとなり、「保育所への入所」と「保育所等での一時保育・一時預かり」の併用は想定されないため、「その他」のニーズから当該のニーズ分を除く補正を行います。

「その他」国の手引きにより算出したニーズ量

36年度 1,206,657人／年 （29年度実績 306,763人／年）

「保育所等での一時保育・一時預かり」のニーズ量

36年度 723,052人／年 （うち2号相当の方のニーズ 571,243人／年）

表1：「その他」量の見込みの補正（補正1）

（延べ預かり人数 単位：人／年）

	補正前	「保育所等での一時保育・一時預かり」のうち、2号相当の方のニーズ	補正後
その他	1,206,657	▲ 571,243	635,414…①

## (2) 「幼稚園1号」「その他」の区分間での補正（補正2）

- ・「幼稚園1号」では、今回調査結果をもとに国の手引きに基づき算出したニーズ量は、直近の実績を大きく下回っています。
- ・その理由として、定期の預かりである「市型預かり」の利用状況などが、一時預かり事業である「幼稚園1号」のニーズに反映されていないことが考えられます。
- ・利用実績は既に現れているニーズであると考えられ、ニーズ量に反映させる必要があるため、「市型預かり」の実績分を上乗せします。

「幼稚園1号」国の手引きにより算出したニーズ量	
36年度に	291,810人／年（29年度実績に比べて▲245,293人／年）
「幼稚園1号」利用実績	
29年度	537,103人／年
（内訳）幼稚園での一時預かり（市）	85,295人／年
幼稚園での一時預かり（県）	198,437人／年
市型預かり（1号分）	253,371人／年

- ・また、「その他」のニーズ量は、国の手引きに基づき、一時預かり全体のニーズから、幼稚園1号のニーズ分を差し引いて算出しているため、「幼稚園1号」に上乗せした分を「その他」から除きます。

表2：「幼稚園1号」「その他」量の見込みの補正（補正2）（延べ預かり人数 単位：人／年）

	補正前	「市型預かり」1号 H29実績分	補正後
幼稚園1号	291,810	253,371	545,181…②
その他	①…635,414	▲ 253,371	382,043…③

## (3) 「幼稚園1号」「幼稚園2号」の区分間での整理

- ・国の手引きでは、「幼稚園1号」と「幼稚園2号」の区分のもととなる家庭類型の境界は、各自治体における保育所の利用要件となっています。
- ・横浜市においては、保育所の利用要件は64時間以上、幼稚園における「市型預かり」の利用要件は48時間以上となっており差があるため、「市型預かり」の実績は、国の手引きに基づく幼稚園1号と幼稚園2号の両方にまたがっています。
- ・そこで、横浜市の事業（制度）と合わせ、「量の見込み」と今後策定する「確保方策」の整合をはかるため、「市型預かり」に係る「量の見込み」を「幼稚園2号」にまとめます。


表3：「幼稚園1号」「幼稚園2号」での区分間の整理（延べ預かり人数 単位：人／年）

	整理前	「市型預かり」に 係る量の見込み	整理後 (量の見込み)	補正後の確保方策
幼稚園1号	②…545,181	▲253,371	291,810	幼稚園での一時預かり（市・県）
幼稚園2号	1,150,020	253,371	1,403,391	市型預かり（全体）

図1：国の手引きによる各区分の対象

	幼稚園利用 (幼稚園での預かり保育)	利用施設を問わない 一時預かり利用 (子サポ・休日保育・24h緊急)	保育所等利用 (保育所等での一時保育 ・一時預かり)
潜在家庭類型C'DE'F (1号認定相当)	【幼稚園1号】	【その他】	
潜在家庭類型ABCE (2号認定相当)	【幼稚園2号】	【その他】	

図2：補正イメージ

	幼稚園利用 (幼稚園での預かり保育)	利用施設を問わない 一時預かり利用 (子サポ・休日保育・24h緊急)	保育所等利用 (保育所等での一時保育 ・一時預かり)
潜在家庭類型C'DE'F (1号認定相当)	【幼稚園1号】 補正2	【その他】	
潜在家庭類型ABCE (2号認定相当)	【幼稚園2号】	【その他】	補正1
	横浜市私立幼稚園等預かり保育事業の対象となっている部分		

(4)「横浜子育てサポートシステム(小学生)」の追加

- ・一時預かり事業のうち、横浜子育てサポートシステムについては、対象者が小学生までとなっているため、今回、未就学児調査に加え、小学生調査を行いました。
- ・ニーズ量算出にあたっては、調査結果から確認した利用意向の伸び率を用いて算出しています。
- ・算出した横浜子育てサポートシステム(小学生)のニーズ量は、一時預かり事業「その他」のニーズ量に追加します。

【ニーズ量の算出】

(29年度実績) 21,082人 × (利用意向の伸び率) ※1.7555 = (36年度ニーズ量) 37,010人/年

※ニーズ調査結果より A:「今後利用したい」7.9% B:「利用したことがある」4.5%

※利用意向の伸び率 A/B = 1.7555

表4：子育てサポートシステム(小学生)の追加 (延べ預かり人数 単位：人/年)

	「その他」ニーズ量	子育てサポートシステム(小学生)ニーズ量	追加後 (量の見込み)
その他	③ …382,043	37,010	419,053

### 3 量の見込み（案）

補正を踏まえ、一時預かり事業の各区分の量の見込みは以下のとおりとなります。

32年度から35年度までは、次期計画の最終年度である36年度に向け、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定しています。

一時預かり事業は、前項の補正の考え方により、「幼稚園1号」「幼稚園2号」「その他」について、第1期計画と量の見込みの算出方法を変えているため、31年度の見込値ではなく、29年度実績を起点として、36年度の計画値に向けて、平均的に増加していくものとして算出しています。

表5 量の見込み

(延べ預かり人数 単位：人／年)

	実績	量の見込み					補正前
	29年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	36年度
幼稚園1号	283,732	287,194	288,348	289,502	290,656	<b>291,810</b>	291,810
幼稚園2号	1,131,120	1,247,807	1,286,703	1,325,599	1,364,495	<b>1,403,391</b>	1,150,020
その他	306,763	356,152	371,877	387,602	403,327	<b>419,053</b>	1,243,667
合計	1,721,615	1,891,153	1,946,928	2,002,703	2,058,478	<b>2,114,254</b>	2,685,497

※ 36年度の量の見込みの合計は、補正前と比べて571,243（補正1分）少なくなっている。

#### 【参考】国の手引きによる量の見込みの算出方法

##### ① 幼稚園1号

量の見込み（人日）＝対象となる家庭類型別児童数（人）×利用意向

※ 利用意向＝利用意向率×利用意向日数

※ 利用意向率＝（1号認定に該当すると考えられる子どもの不定期事業の利用希望割合）  
×（不定期事業を利用している幼稚園の利用者の保育所等での一時預かり又は幼稚園の預かり保育の利用割合）

##### ② 幼稚園2号

量の見込み（人日）＝対象となる家庭類型別児童数（人）×利用意向

※ 利用意向＝利用意向率×利用意向日数

※ 利用意向率＝1.0（幼稚園を利用するすべての方が預かり保育を利用）

##### ③ その他

量の見込み（人日）＝全ての家庭類型別児童数（人）×利用意向

－（①で算出した「幼稚園1号」の量の見込み）

－（不定期事業の利用状況における「ベビーシッター」「その他」の利用日数）

※ 利用意向＝利用意向率×利用意向日数

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」(案)

名称	本市事業		単位	現行計画					次期計画																																																																																																																																																										
				H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36																																																																																																																																																						
				計画値 (下段:実績)	計画値 (下段:実績)	計画値 (下段:実績)	計画値 (中間見直し後)	計画値 (中間見直し後)	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値																																																																																																																																																						
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査事業		延べ受診回数(年)	376,340	373,175	370,042	359,161	356,212	351,576	346,938	342,301	337,664	333,027																																																																																																																																																						
				368,658	357,955	347,850								乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業		訪問件数(年)	25,229	24,921	24,625	27,728	27,273	24,861	24,675	24,579	24,539	24,524	28,152	27,723	26,348	訪問率(年)	87.4%	88.6%	89.7%	93.3%	93.4%	93.9%	94.4%	95.0%	95.5%	96.0%	91.0%	93.2%	92.1%	子育て短期支援事業	ショートステイ		延べ利用者数(年)	189	207	231	515	574	601	629	656	683	710	(※) 721	(※) 400	(※) 493	トワイライトステイ		延べ利用者数(年)	3,642	4,040	4,476	5,028	5,618	5,785	5,951	6,118	6,285	6,452	(※) 3,962	(※) 4,073	(※) 4,556	母子生活支援施設緊急一時保護事業		延べ利用世帯数(年)	72	77	82	82	82	92	92	92	92	92	67	73	92	養育支援訪問事業及び 要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業		家庭訪問 延べ実施回数(年)	4,527	4,954	5,432	6,067	6,740	6,765	6,790	6,815	6,840	6,859	(※) 3,782	(※) 3,880	(※) 4,462	ヘルパー		延べ実施回数(年)	1,713	1,875	2,056	2,291	2,547	2,550	2,553	2,556	2,559	2,560	(※) 1,490	(※) 1,423	(※) 1,615	養育支援家庭訪問事業		家庭訪問 延べ実施回数(年)	3,313	3,624	3,978	4,437	4,927	4,978	5,030	5,083	5,135	5,187	(※) 3,009	(※) 2,834	(※) 2,960	ヘルパー		延べ実施回数(年)	5,432	5,941	6,517	8,546	9,491	9,575	9,659	9,744	9,827	9,912	(※) 7,118	(※) 7,931	(※) 7,557	要保護児童対策地域協議会		検討会議件数(年)	951	1,039
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業		訪問件数(年)	25,229	24,921	24,625	27,728	27,273	24,861	24,675	24,579	24,539	24,524																																																																																																																																																						
				28,152	27,723	26,348											訪問率(年)	87.4%	88.6%	89.7%	93.3%	93.4%	93.9%	94.4%	95.0%	95.5%	96.0%	91.0%	93.2%	92.1%	子育て短期支援事業	ショートステイ		延べ利用者数(年)	189	207	231	515	574	601	629	656	683	710		(※) 721	(※) 400	(※) 493	トワイライトステイ		延べ利用者数(年)	3,642	4,040	4,476	5,028	5,618	5,785	5,951	6,118	6,285	6,452	(※) 3,962	(※) 4,073	(※) 4,556	母子生活支援施設緊急一時保護事業		延べ利用世帯数(年)	72	77	82	82	82	92	92	92	92	92	67	73	92	養育支援訪問事業及び 要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業		家庭訪問 延べ実施回数(年)	4,527	4,954	5,432	6,067	6,740	6,765	6,790	6,815	6,840				6,859	(※) 3,782	(※) 3,880	(※) 4,462	ヘルパー		延べ実施回数(年)	1,713	1,875	2,056	2,291	2,547	2,550	2,553	2,556	2,559	2,560	(※) 1,490	(※) 1,423	(※) 1,615	養育支援家庭訪問事業		家庭訪問 延べ実施回数(年)	3,313	3,624	3,978	4,437	4,927	4,978	5,030			5,083	5,135	5,187	(※) 3,009	(※) 2,834	(※) 2,960	ヘルパー		延べ実施回数(年)	5,432	5,941	6,517	8,546	9,491	9,575	9,659	9,744	9,827	9,912	(※) 7,118	(※) 7,931	(※) 7,557	要保護児童対策地域協議会		検討会議件数(年)	951	1,039	1,135	1,498	1,659	1,674	1,693	1,707	1,722	1,744
			訪問率(年)	87.4%	88.6%	89.7%	93.3%	93.4%	93.9%	94.4%	95.0%	95.5%	96.0%																																																																																																																																																						
				91.0%	93.2%	92.1%								子育て短期支援事業	ショートステイ		延べ利用者数(年)	189	207	231	515	574	601	629	656	683	710	(※) 721	(※) 400	(※) 493		トワイライトステイ		延べ利用者数(年)	3,642	4,040	4,476	5,028	5,618	5,785	5,951	6,118	6,285	6,452		(※) 3,962	(※) 4,073	(※) 4,556	母子生活支援施設緊急一時保護事業		延べ利用世帯数(年)	72	77	82	82	82	92	92	92	92	92	67	73	92	養育支援訪問事業及び 要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業		家庭訪問 延べ実施回数(年)	4,527	4,954	5,432	6,067	6,740	6,765	6,790	6,815	6,840	6,859	(※) 3,782	(※) 3,880				(※) 4,462	ヘルパー		延べ実施回数(年)	1,713	1,875	2,056	2,291	2,547	2,550		2,553	2,556	2,559	2,560	(※) 1,490	(※) 1,423	(※) 1,615	養育支援家庭訪問事業		家庭訪問 延べ実施回数(年)	3,313	3,624	3,978	4,437	4,927	4,978	5,030	5,083	5,135	5,187	(※) 3,009	(※) 2,834			(※) 2,960	ヘルパー		延べ実施回数(年)	5,432	5,941	6,517	8,546	9,491	9,575	9,659	9,744	9,827	9,912	(※) 7,118	(※) 7,931	(※) 7,557	要保護児童対策地域協議会		検討会議件数(年)	951	1,039	1,135	1,498	1,659	1,674	1,693	1,707	1,722	1,744	1,408	1,517	1,629												
子育て短期支援事業	ショートステイ		延べ利用者数(年)	189	207	231	515	574	601	629	656	683	710																																																																																																																																																						
				(※) 721	(※) 400	(※) 493									トワイライトステイ		延べ利用者数(年)	3,642	4,040	4,476	5,028	5,618	5,785	5,951	6,118	6,285	6,452	(※) 3,962	(※) 4,073	(※) 4,556		母子生活支援施設緊急一時保護事業		延べ利用世帯数(年)	72	77	82	82	82	92	92	92	92	92	67	73	92	養育支援訪問事業及び 要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業		家庭訪問 延べ実施回数(年)	4,527	4,954	5,432	6,067	6,740	6,765	6,790	6,815	6,840	6,859	(※) 3,782	(※) 3,880	(※) 4,462				ヘルパー		延べ実施回数(年)	1,713	1,875	2,056	2,291	2,547	2,550	2,553	2,556	2,559	2,560		(※) 1,490	(※) 1,423	(※) 1,615	養育支援家庭訪問事業		家庭訪問 延べ実施回数(年)	3,313	3,624	3,978	4,437	4,927	4,978		5,030	5,083	5,135	5,187	(※) 3,009	(※) 2,834	(※) 2,960			ヘルパー		延べ実施回数(年)	5,432	5,941	6,517	8,546	9,491	9,575	9,659	9,744	9,827	9,912	(※) 7,118	(※) 7,931	(※) 7,557	要保護児童対策地域協議会		検討会議件数(年)	951	1,039	1,135	1,498	1,659	1,674	1,693	1,707	1,722	1,744	1,408	1,517	1,629																												
	トワイライトステイ		延べ利用者数(年)	3,642	4,040	4,476	5,028	5,618	5,785	5,951	6,118	6,285	6,452																																																																																																																																																						
				(※) 3,962	(※) 4,073	(※) 4,556									母子生活支援施設緊急一時保護事業		延べ利用世帯数(年)	72	77	82	82	82	92	92	92	92	92	67	73	92	養育支援訪問事業及び 要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業		家庭訪問 延べ実施回数(年)	4,527	4,954	5,432	6,067	6,740	6,765	6,790	6,815	6,840	6,859	(※) 3,782	(※) 3,880	(※) 4,462				ヘルパー		延べ実施回数(年)	1,713	1,875	2,056	2,291	2,547	2,550	2,553	2,556	2,559	2,560	(※) 1,490		(※) 1,423	(※) 1,615	養育支援家庭訪問事業		家庭訪問 延べ実施回数(年)	3,313	3,624	3,978	4,437	4,927	4,978	5,030	5,083	5,135	5,187		(※) 3,009	(※) 2,834	(※) 2,960			ヘルパー		延べ実施回数(年)	5,432	5,941	6,517	8,546		9,491	9,575	9,659	9,744	9,827	9,912	(※) 7,118	(※) 7,931	(※) 7,557	要保護児童対策地域協議会		検討会議件数(年)	951	1,039	1,135	1,498	1,659	1,674	1,693	1,707	1,722	1,744	1,408	1,517	1,629																																												
	母子生活支援施設緊急一時保護事業		延べ利用世帯数(年)	72	77	82	82	82	92	92	92	92	92																																																																																																																																																						
				67	73	92								養育支援訪問事業及び 要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業		家庭訪問 延べ実施回数(年)	4,527	4,954	5,432	6,067	6,740	6,765	6,790	6,815	6,840	6,859	(※) 3,782	(※) 3,880	(※) 4,462				ヘルパー		延べ実施回数(年)	1,713	1,875	2,056	2,291	2,547	2,550	2,553	2,556	2,559	2,560	(※) 1,490		(※) 1,423	(※) 1,615	養育支援家庭訪問事業		家庭訪問 延べ実施回数(年)	3,313	3,624	3,978	4,437	4,927	4,978	5,030	5,083	5,135	5,187	(※) 3,009		(※) 2,834	(※) 2,960			ヘルパー		延べ実施回数(年)	5,432	5,941	6,517	8,546	9,491	9,575	9,659	9,744		9,827	9,912	(※) 7,118	(※) 7,931	(※) 7,557	要保護児童対策地域協議会		検討会議件数(年)	951	1,039	1,135	1,498	1,659	1,674	1,693	1,707	1,722	1,744	1,408	1,517	1,629																																																													
養育支援訪問事業及び 要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業		家庭訪問 延べ実施回数(年)	4,527	4,954	5,432	6,067	6,740	6,765	6,790	6,815	6,840	6,859																																																																																																																																																						
				(※) 3,782	(※) 3,880	(※) 4,462											ヘルパー		延べ実施回数(年)	1,713	1,875	2,056	2,291	2,547	2,550	2,553	2,556	2,559	2,560	(※) 1,490		(※) 1,423	(※) 1,615	養育支援家庭訪問事業		家庭訪問 延べ実施回数(年)	3,313	3,624	3,978	4,437	4,927	4,978	5,030	5,083	5,135	5,187	(※) 3,009		(※) 2,834	(※) 2,960			ヘルパー		延べ実施回数(年)	5,432	5,941	6,517	8,546	9,491	9,575	9,659	9,744	9,827		9,912	(※) 7,118	(※) 7,931	(※) 7,557	要保護児童対策地域協議会		検討会議件数(年)	951	1,039	1,135	1,498	1,659	1,674	1,693	1,707	1,722	1,744	1,408	1,517	1,629																																																																														
			ヘルパー		延べ実施回数(年)	1,713	1,875	2,056	2,291	2,547	2,550	2,553	2,556							2,559	2,560																																																																																																																																														
						(※) 1,490	(※) 1,423	(※) 1,615							養育支援家庭訪問事業		家庭訪問 延べ実施回数(年)	3,313	3,624			3,978	4,437	4,927	4,978	5,030	5,083	5,135	5,187	(※) 3,009		(※) 2,834	(※) 2,960			ヘルパー		延べ実施回数(年)	5,432	5,941	6,517	8,546	9,491	9,575	9,659	9,744	9,827		9,912	(※) 7,118	(※) 7,931	(※) 7,557	要保護児童対策地域協議会		検討会議件数(年)	951	1,039	1,135	1,498	1,659	1,674	1,693	1,707	1,722	1,744	1,408	1,517	1,629																																																																																															
	養育支援家庭訪問事業		家庭訪問 延べ実施回数(年)	3,313	3,624	3,978	4,437	4,927	4,978	5,030	5,083	5,135	5,187																																																																																																																																																						
				(※) 3,009	(※) 2,834	(※) 2,960											ヘルパー		延べ実施回数(年)	5,432	5,941	6,517	8,546	9,491	9,575	9,659	9,744	9,827	9,912	(※) 7,118		(※) 7,931	(※) 7,557	要保護児童対策地域協議会		検討会議件数(年)	951	1,039	1,135	1,498	1,659	1,674	1,693	1,707	1,722	1,744	1,408	1,517	1,629																																																																																																																		
			ヘルパー		延べ実施回数(年)	5,432	5,941	6,517	8,546	9,491	9,575	9,659	9,744							9,827	9,912																																																																																																																																														
						(※) 7,118	(※) 7,931	(※) 7,557							要保護児童対策地域協議会		検討会議件数(年)	951	1,039			1,135	1,498	1,659	1,674	1,693	1,707	1,722	1,744	1,408	1,517	1,629																																																																																																																																			
	要保護児童対策地域協議会		検討会議件数(年)	951	1,039	1,135	1,498	1,659	1,674	1,693	1,707	1,722	1,744																																																																																																																																																						
				1,408	1,517	1,629																																																																																																																																																													

※ 量の見込みの実績値欄について、事業の性格や実施状況によりニーズ量を正確に把握することが困難な場合には、当該事業の実情に応じて利用実績等を記載しています。

名称	本市事業		単位	現行計画					次期計画							
				H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36			
				計画値 (下段:実績)	計画値 (下段:実績)	計画値 (下段:実績)	計画値 (中間見直し後)	計画値 (中間見直し後)	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値			
病児保育事業	病児保育事業		実施箇所数	27	27	27	27	27	29	29	29	29	29			
				27	27	27										
利用者支援に関する事業	横浜子育てパートナー		実施箇所数	23	23	23	23	23	27	27	27	27	27			
				23	23	23										
	保育・教育コンシェルジュ事業		実施箇所数	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18			
				18	18	18										
	母子保健コーディネーター		実施箇所数	—	—	—	—	—	18	18	18	18	18			
				—	—	—										
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業、保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場事業等		延べ利用者数(月)	57,045	60,488	63,918	71,504	77,695	79,177	80,660	82,143	83,626	85,109			
				(※) 61,800	(※) 62,614	(※) 62,535										
一時預かり事業、子育て援助活動支援事業	幼稚園での一時預かり		1号認定利用	延べ利用者数(年)	554,519	561,438	568,348	593,474	616,749	287,194	288,348	289,502	290,656	291,810		
					(※) 522,192	(※) 541,479	(※) 537,103									
					2号認定利用	延べ利用者数(年)	555,575	591,043	626,504	944,179	1,011,470	1,247,808	1,286,704	1,325,600	1,364,496	1,403,391
							(※) 702,423	(※) 790,263	(※) 877,749							
	その他(保育所での一時保育、横浜保育室での一時保育、乳幼児一時預かり事業、親と子のつどいの広場での一時預かり、横浜子育てサポートシステム等)		延べ利用者数(年)	365,351	408,861	452,358	518,102	583,843	366,933	379,963	392,993	406,023	419,053			
				(※) 313,756	(※) 315,111	(※) 306,763										

※ 量の見込みの実績値欄について、事業の性格や実施状況によりニーズ量を正確に把握することが困難な場合には、当該事業の実情に応じて利用実績等を記載しています。